

禮儀を重んずるのは戦勝の素であると昔から謂はれて居る。禮儀を重んずる軍隊は戦に臨んで秩序が整然と立ち、服従の道が行はれ、上下が一致團結して戦ふからである。平常にあつても禮儀正しくするのは軍人美德の一つである。蔭に廻つて不平を言ふたり、我意を張つたり、我儘を通さうとするのは禮儀を重んずるものゝ最も忌むところである。禮儀を重んずる者は常に内に心が和らぎ、外に温和圓滿の相が現はれてゐなくてはならぬ。

## 七 武 勇

肩を怒らし臂を張つて居るのは如何にも勇ましく見えるが、是だけを武勇とは言はれない。たとへ泰山が崩れて來ても動かない、又爲すべきことは岩をも貫くといふ強い心がなくてはならぬ。此心を以て敵と花々しく戦をするのも武勇である。炎熱にも敗けず酷寒にも屈せず自分の職務に勤むのも武勇である。心の中に

起る色々な邪念妄想を切り拂ふことも亦勇ましい心の一つである。形こそ變るが武けき心は同じである。軍人は常に此心を持つてゐなくてはならぬ。我國は昔から武勇を以て國を建て、武勇を以て國を保ち、將來も亦武勇を以て國威國運の隆盛を圖るべきである。されば我國の臣民は悉く武勇の民でなくてはならぬ。就中軍人は戦場で敵と勝敗を決するのが本務であるから特に武勇の心が盛でなければならぬ。たとへ些細なことでも臆病な心、卑怯な心、及び柔懦な振舞をするとは禁物である。併しながら元氣が其程度を越へ手荒いことをしたり粗暴なことをするのは決して武勇とは言はれない。武勇を尙ぶものは常に勅諭の御趣旨を守り、心を落ちつけて軽々しいことをせず、人に接するには温和で、よく思慮を盡して物事を爲し、世の人から愛敬と信用を受けるやうに心懸けてゐなければならぬ。

## 八 信 義

世には生れ落ちるからの悪人はない。段々と悪いことを覺へるのである。悪いことの手始は虚を言ふことである。虚が増長して色々の悪いことが芽を吹いて來る。虚とは主に他人を欺くことをいふのであるが、自分の心を欺くのも亦虚である。人と約束したならば必ずそれを果し自分の心に誓つたならば決してそれを違へてはならぬ。此様にすれば信用は追々と高まつてくる。

又借りたものを返すのは當然の義務である。恩を受けたならば之に報ひるのは世の中の義理である。義理義務を正しく成し遂げるのが正義である。信用を厚くするのも正義を信ずるのも共に信義を重んずるものゝ行である。

信義を重んずることは何れの社會にあつても大切なことであるが、寢食居住を共にしてゐる軍人の間には殊に重んじあはなくてはならぬ。人と交るに信義がな

くては一日も立ち行くものでない。もしも信用を失ひ、義理を缺くやうなことをしたならば、世の人々から離れ唯一人淋みしく取り残されねばならぬ。軍隊の中では此關係は一層深いのである。樂みを共にし、苦勞を共にする親密な間柄であるに拘らず、信義を重んじなかつたらば愉快な兵營生活はできなくなり、親睦は薄くなり、友情は疎くなり、遂には肩を並べて交際することが出来なくなる。もつと進めば軍務に服する上に於ても甚だしい差支ができてくる。それ故 勅諭の中に特に此事を御諭しになつたのである。

信義を重んじ之を實行することはむづかしく煩はしいことではない。物事の前後を考へ、落ち着いて行へば決して間違ひはない。他の人と約束事等をするにはよく考へてなすべきものである。其場の行きがよりでいゝ加減のことを安受合しならば、後になつてどうにも處置がつかなくなり、遂には信用を欠き、義理に背き世の中に立つことができなくなる。

同じ信義にも大小もあり輕重もある。目前の小さなことにからまつて、大切な本分を誤つたり、些細な義理に力瘤を入れ却つて重要なことを忘れてはならぬ。一寸した約束を果すために自分の本分をすて、大切な軍務を缺くやうなことがあつてはならぬ。又軍人の本來の役目のことを忘れ、私事に走り私情に傾く等のことは深く慎まねばならぬ。

## 九 質 素

同じハンケチにも絹麻木綿等の種類がある。絹よりは一般に麻や木綿の方が安價である。高價なものが保ちがよいか麻木綿が經濟的であるか、それは茲に言ふ迄もないことである。併し一度絹物を使つて見ると麻や木綿物には氣が向かなくなる。此心持ちがすでに華美に向きかけてゐるのである。是だけですめは別條ないが、一事が萬事、夫れから夫れへと氣が移り奢つた品物が欲しくなり、遂に身

分不相應なものを身につけることになる。此風は自分一人だけで止るものでない、交る人々の間にも傳はつて驕奢に耽るものが段々と増してくる。此氣風が軍人の間に入つたらば惡疫が流行する如く、或は心に虫が食ひ入つた如く、軍人精神も忠節も武勇も士氣も皆此病虫の爲めに蝕ひ盡されてしまふ。實に一身を亡ぼし他人に禍し遂には國家をも危くするのである。

驕奢華美の風を好むものには必ず浮華文弱が伴ひ、質素なものには勤儉と尙武とが伴ふのが普通である。昔平家の亡びたのは驕奢がもとであつて、源氏の起つたのは勤儉尙武の氣象を持つてゐたからである。明治天皇が此事に特に御心を悩まされ、五個條のうちに質素を御加へになつたことを深く肝銘しなくてはならぬ。總て人は身分相應といふことを忘れてはならぬ。身分を越へて華美に走るのことは素より戒むべきであるが、質素儉約も程度を越すのはよろしくない。徒らに金錢のことばかりに心を入れ貪欲吝嗇に流れてはならぬ。金錢の爲めに人情を缺き、

義理に背き、世の人に忌嫌はれた例はよく耳にすることである。何事も身分に應じ、中庸を踏み、極端に走らぬやうに呉れ呉れも注意しなくてはならぬ。

## 一〇 廉 耻

戦場で敵に後れをとることは軍人の最も耻すべき事である。それを少しも耻と思はない者は、朽ちた木と同様のもの、用に立つべくもない。耻を知らないもの、耻を耻と思はないものは、人にして人でないといふも敢て過言でない。平素己が爲さねばならぬことを爲なかつたり、自分の責任を果さなかつたり、或は義理人情を飲いたりするのは實に耻すべきことである。善を善とし、悪を悪としてはつきりと區別を立て、正しい善い行ひをしなくてはならぬ。たとへどんな誘惑があらうと反對があらうとそれはかまはない。堅い心と強ひ意志をもつて正しい道を進むことが大切である。

耻を知り、耻を耻とし、耻づべきことを避けるのは軍人の最も貴ぶところである。臆病未練な振舞や、卑怯懦弱な行は實に耻づべきことである。此等の行ひに近寄らないことは、軍人精神を引き締め之を鍛錬する上に非常に効果が多い。總て人は己の良心に問ふて見れば、是非善悪の判断はつくものである。良心の命するところに従ひ、天地に耻ぢない公明正大の行爲をなすのでなくてはならぬ。

## 一一 名 譽

人は一代名は末代と言はれてゐる。名を傷付けないため、名を汚さないためには生命は勿論、どんな高い犠牲でも拂ふのが名譽を尙ぶ人々の行である。一旦汚名を取つたならば、末代まで之を拭ふことはむづかしい。自分の名を汚すばかりでない、家名を汚し同胞を汚し、子孫にまでもそれが傳はるのである。陛下の股肱、國家の干城として名譽なる職分を持つてゐる軍人は、一層此事に注意せ

ねばならぬ。たとへ戰場でなくとも、臆病卑怯は一生の不面目一代の名折れである。此不名譽は尋常一様では取り返しがつくものではない。是を思へばたとへ何物に代へても名譽を全ふすることは片時も忘れてはならぬ。

名譽は之を得やうとして得られるものではない。眞の名譽は心から自分の本分を守り、骨身を惜まらず生命を懸けて職務を盡すことにより、自然に身に集るものである。受けるだけの値打がないのに名譽を得ても、それは眞の名譽ではない虚名といふべきである。斯の如き名は早晚地に落ちて永く残るものではない。又そんな果ない名を得て心に喜ぶ如きは軍人として誠に卑むべき耻づべきことである。元來高尚で潔白な精神を持つてゐるものは、名譽を得やうと望んだり、自分の名を賣らうとすることは決してない。

軍人は如何なる場合にも、名譽心に驅られてはならぬ。名譽心に驅られるものは遂には他人の功名を嫉んだり、自分の手柄に誇つたり、其心は卑しく其行

は段々と虚偽に傾くものである。名譽を重んずる軍人は、深く之を慎み常に誠意誠心を以て己の本務に勵まねばならぬ。

軍人の名譽は自分一人の名譽ではない、所屬部隊を始めとして、軍隊全體の名譽を代表し、又一方には一家一族並に郷土郷黨をも代表してゐるのである。軍人はよく此事を思ひ、常に心を正し行を慎み、軍務に勉勵し其本分を盡すことに全力を注がねばならぬ。

## 一二 忍 耐

永い一生の間には色々な困難に遇ふものである。どれ程苦しいことがあつても、又難儀なことがあつても之に負けてはいけない。何處までも之に打ち勝つて進まねばならぬ。此勇氣、此氣力を忍耐といふ。困難に打ち勝つ度數が多ければ多い程忍耐力が強くなり、自信力が増して来る。困難に遇ふのは精神修養の機會に

遇ふのである。これに打ち勝つのは修養の一段を高めたのである。

軍人は戦争をするのが本務である。戦争をするには色々な困難が伴ひ辛勞が重なつてくる。此困難辛勞を切り抜け其上強い敵と撃ちあふのである。敵に勝つ前に先づ此困難辛勞を忍び、それに打ち勝たねばならぬ。雪の中に露營したり行軍したり、或は鐵の鎔けるやうな炎熱のとき行軍したり、晝夜兼行で一睡一眠なしに働くこともある。此困難に加へるのに、食糧や被服品等の缺乏することが屢々ある。幾日も幾日も飲まず食はずに戦ふこともある。寒中薄着でゐなくてはならぬこともある。是等は如何様にしてなりとも耐へ忍ばねばならぬ。此困難、苦痛、缺乏に打ち勝ち得なかつたらば、強い敵を破ることは出来ない。それ故平生から此困難や欲乏に耐へ忍ぶだけの氣力と體力を養成しておかなくてはならぬ。常々寒さに遇ひ、暑さに遇ひ、目の廻る程忙がしい教練演習に従事するのは皆此力を錬る爲めである。此意味に於て兵營生活は戦場の豫習ともいふべきである。

不平や泣言をいふやうな弱い心は決して持つてはならぬ。一度體驗すれば一度毎に自信は強くなる。どんな苦痛も困難もちつと耐へ忍び、之が軍人精神の鍛錬であると覺悟してゐなければならぬ。

### 一三 軍 紀

軍隊は軍紀があつて始めて成立つてゐるのである。併し軍紀は命令規則を指していふのではない。其本體は實に各人の心のうちに宿つて居るのである。即ち軍人が服従の道を守り、命令に従ひ、規則を嚴格に實行し、其本分を盡す上に少しの隙もない緊張した精神状態を軍紀といふのである。軍人に此緊張した精神が無かつたらば、軍隊は一日でも成り立つものでない。萬一軍紀が弛んだらば、軍隊の團結は破れ、威嚴も實力も無く、唯多數の者の寄り集りに過ぎないことになる。何萬何十萬といふ大きな軍隊が同じ目的に向つて活動するには、指揮官の號令命

令に服従し、規則、規定等を厳格に守ることが必要である。此命令規則法則等の實行の確實なを軍紀嚴肅といふのである。軍紀の嚴肅な軍隊は戰場に於て必ず最後の勝利を得ることが出来る。

軍紀を嚴肅にし服従の道を正しくすることは、上の者が下の者を壓迫するのではない、無理に要求するのでもない、又盲従を強ゆるのでもない。一定の方針に従ひ、一致團結して敏活に行動し、戰場に於て勝利を得る爲めに此要求が起るのである。軍人はよく此事を理解し、個人として多少の窮屈や不自由位は素より之を忍ばねばならぬ。又我儘氣儘等は一切之を慎まねばならぬ。何十里といふやうな廣い戦線に散在してゐても、軍紀が嚴肅であればこそ團結が鞏固で協力一致が出来るのである。昔から小軍を以て大軍を破つた例はいくらもある。是等は主に軍紀が嚴肅で、軍隊の團結力が強かつた結果である。如何に學術が進み科學や工業の能力が発達しても、軍紀の無い軍隊は戰場の勝利は得られない。

軍紀を嚴肅にし、服従の道を守るのは軍人の義務である。軍紀は公明正大なる道理から割り出されてゐるのだから、何人でも之を守るのに難くない。況して忠君愛國の至誠に満ちた軍人ならば、之を守り之を實行するに、氣骨が折れ氣苦勞があらう筈がない。

軍紀に慣れるのは主に兵營生活の間である。教練演習等を嚴格に行ふのは言ふまでもなく、時間をよく守り、起居諸動作を正しくし、常に心に油断なく、張りつめた氣分を持つことが大切である。

## 一四 風 紀

帽子を歪めて被つたり、服の釦を脱して居たりしては甚だ見苦しい。又軍服を着て劍を帯んでゐる軍人が、酔つぱらつて歩くのも見にくいものである。是等を指して風紀が紊れてゐるといふ。總て軍人は兵營の内外を問はず服裝を正しくし、

態度を嚴格にし、軍人としての態度を保つことを心懸くべきである。之を風紀を正しくするといふ。風紀とは恰も青年の風儀とか、地方の風儀とかいふ其風儀の如きもので、軍人の行儀態度作法等を指していふのである。

風紀が正しければ心が自ら引き締り、品格が高まり、軍隊の威厳を増し、國家の干域として國民の信頼が愈々厚くなる。故に軍人は常に服装を整へ、姿勢態度に注意し、身體を清潔にし、華美なもの等を身につけず、不體裁な場所へ出入することなく、品行を慎み、人に接するに温和で、言葉使ひ等にも氣を付け、快活で淡泊で、そして見苦しい遊び等に耽らないことが最も大切である。

風紀を正しくすることは一つの習慣である。慣れないうちは軍紀と同じやうに、幾分窮屈を感じるものもあらうが、之が常態となつてしまへば少しも心勞は覺へない。命令規則をよく守り素直に軍隊生活をして居れば風紀を素すことはない。もし多少放縱の癖があつても、次第々に取り拂はれ、精神も外形も共に緊張す

るものである。兵營生活の間に風紀を正しくすることに慣れておれば、他日社會に立つて國民の良い模範となることも出来る。

風紀は軍紀と併んで軍隊の成立を確かにし、威信を高める上に缺くべからざる要件である。軍紀が嚴肅でなく風紀が素れ勝であつたらば、軍隊は唯々混雜した團體で、何の役にも立たぬ無益なものである。軍紀風紀のよく行はれてゐる軍隊は常に氣力が満ち氣勢が溢れ、何處から見ても引き締つて居る。故に其隊の軍紀風紀の状態を見れば直に其實力を判断することが出来る。軍人は以上のことをよく辨へ進んで風紀を正し、軍隊の威信と軍人全體の品位を高めることに力めねばならぬ。

### 一五 世論に惑ふ勿れ

總て軍人の動作は、君の爲め國の爲めといふのが根本とならなくてはならぬ。此



根本を離れて輕はずみのことや妄りな動作をしてはならぬ。軍人は常に義務を重んじ、献身的で、犠牲的で、終始一貫勝負もふらず進むことが大切である。たとへ世の中はどうか變つても軍人の本分に影響するものでない。世の中は昨日よりは今日、今日よりは明日と激しく變遷するが、軍人の本分と軍人の職責とはすこしも變らない。従つて軍人の精神は如何なることにも動かされないやうに、確固としてゐなくてはならぬ。

先般の歐洲戰爭以來世界の思想は戰爭前に比べて著しく變つて居る。其思想は尙ほ引つゞき日にく變り、今は混沌としてどこに落ち着くかの見當もつかない程である。たとへ如何なる思想が流れ込んで來やうと、如何なる風潮が襲つて來やうと、軍人が其渦中に巻き込まれて大切な本分を誤るやうではならぬ。明治天皇は深く此事を御配慮遊ばされ勅諭のうちに「世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己が本分の忠節を守り」と御諭になつて居る。又先帝陛下は

「愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ、今上陛下は御踐祚の始めに「切瑳砥礪愈々操守ヲ固クシ一意奉公ノ至誠ヲ擢デ」

と重ねて御諭になつて居る。軍人は此御言葉の精神をよく含味し、浮薄な思想や一時の流行的風潮に捉はれず、精神を鍛錬し之を研き磨き、正しき道を固く守りその本分を盡さねばならぬ。

軍人精神の堅固であると否とは、直ちに國家の存立に大なる關係を持つのである。軍人精神が堅固でなかつたために軍隊が先づ崩れ、次いで國家が瓦解した例もある。實に恐るべきものは精神作用である。國と國との戰爭は國民精神の堅固か否かによりて勝敗が岐れるのである。國民の思想が亂れたらば國家は自滅の外ないのである。古から忠君愛國の至誠に富んだ國は榮へ、然らざるものは必ず衰微する。軍人は常に之を念頭に置き一切の世論に惑はず、精神を鍛錬して軍務に勉勵し、其本分を全ふしなければならぬ。

## 一六 攻撃精神の養成

たとへ木刀でも一生懸命に切り込めば最後には必ず勝つことができる。正宗の名刀を持つて居ても、受太刀になつては勝てるものでない。千里の道も怠らずに歩めば必ず目的地に到着する。汽車汽船が如何に文明の利器でも、之を使はないでは一町の道すらも行くことは出来ない。此一生懸命に切り込み、怠らずに歩むといふのが即ち攻撃精神である。攻撃とは進んで敵を撃つことで、我から働きかけることである。總て戦場では敵を攻撃しなくては絶対に勝つことはできない。勝利は攻撃する者だけが持つて居る特権である。之と反対に退いて守つたり、受太刀になつてゐては必ず敗北する。故に戦闘は如何なる場合にでも攻撃をするのでなくてはならぬ。攻撃するためには攻撃精神が必要である。攻撃精神とは働きかける心の力である。進んで取るといふ氣力である。

戦場では言ふまでもなく、平時日常生活の間にも、攻撃精神の旺盛なものは必ず勝を制するのである。教練、演習、勤務等に於ても、攻撃精神の盛んなものが進歩も早く上達もするのである。何事も受身の位置に立ち引込思案をしてゐては其目的は達せられない。よろしく攻撃的態度、進取の態度、前進的の考を以て進むべきである。上手下手等のことは素より眼中にない、唯々働きかけに研究し、働きかけに練習することが大切である。事に當つて骨惜みをしたり、臆劫がつて引込んでゐては、軍人精神も攻撃精神も皆萎靡してしまふ。もし困難なこと骨の折れること、危険なこと、つらいこと、人の嫌がるやうにむつかしいことがあつたらば、自ら進んで之に當るべきである。此様にして攻撃精神は養成され益々發揮されるのである。

攻撃精神は實に軍人精神の華である。攻撃精神を以てすれば、如何なる金城鐵壁でも之を撃ち破ることが出来る。此精神ありてこそ武術も教練も演習も皆活氣を

帯び其眞の價が現はれる。たとへ兵器や材料が劣つてゐても、兵力が少なくなるとも、攻撃精神の盛んな軍隊は、必ず最後の勝を得るものである。

## 一七 公德心の養成

綺麗に掃除した石疊の廊下に痰を吐いたり、共同椅子の圍りを汚したりするのは公衆に對し非常に迷惑なことである。殊によく見受けるのは、公園等にある花を折つて自分の机の上に飾る人の多いことである。是等は自分さへよければ他人はかまはないといふ考からであらうが、それはよろしくない。多數の人が共同して生活してゐるのだから、自分が幸福を望むやうに、他の人々もやはり幸福を望むのは當然である。此多くの人々の爲めに便宜や幸福を圖るのを公德といひ、其心懸を公德心といふ。御互が公德心をもつて盡しあつて居れば、社會生活は實に圓滿に幸福にゆくのである。各人が我儘勝手なことをしたり、利己主義的のことはかり

したならば世の中は穩かに治まるものでない。公衆に對して盡すべきところは、己をすて盡すといふ覺悟を持たねばならぬ。併し公德については格別の規定があるのではない。唯公衆に對する徳義の重いことを心から感じ、各人が其義務を盡すのが公徳的の行である。或る場合には自ら進んで公衆の爲めに犠牲になることもある。自分の利害を顧みず、公衆の爲めに爲なければならぬこともある。

兵營生活は一般社會生活又は他の集合團體と異り特に親密な間柄であるから、御互ひに徳義を守りあふことが一層必要である。各人は進んで献身的に奉仕的に公德を重んじ、兵營生活を出來るだけ幸福にすることを力めねばならぬ。例へば營内を清潔にし、兵舎を汚損しないことを始め、諸物品の取扱ひを丁寧にし、衛生を重んじ、洗濯所洗面所及び便所等に注意し、又酒保浴場等で他に迷惑をかけるないこと等を心懸けて居れば、共々に生活上の幸福を享けることができる。總て公德を重んずるものは油斷なく細かいことにも氣を配り自分だけよければ

他はかまはぬといふ考を一切すて、自他共に幸福な生活を送るやうに廣い寛いだ心を持たなくてはならぬ。

## 一八 軍旗の尊嚴

歩兵並に騎兵聯隊の編成が始めて出来上つたとき、畏くも天皇陛下は其隊に對し宮中に於かせられ、親しく軍旗を御授けになり、同時に勅語を賜はるのである。其勅語の御趣旨は

「第何聯隊の爲めに軍旗一旒を授く汝軍人等協力同心して益々威武を宣揚し我帝國を保護せよ。」

この仰せである。此御言葉に對し奉りて聯隊長は

「謹で明勅を奉ず臣等死力を竭し誓て國家を保護せん。」

と御答へを申上げ謹で軍旗を御迎へするのである。此御親授あらせられた日を

記念日と定め、多くの隊が年々軍旗拜受記念祝典の式を擧げて居る。

軍旗の竿頭の菊花は、皇室の御紋章である。御旗の旭光は我大日本帝國の影である。此軍旗を仰ぎ見れば恰も天皇陛下の臨御を拜すると同じである。又軍旗御親授のときの勅語と、聯隊長が聯隊を代表して御答へ申上げた堅い決心とが、此軍旗によつて現はされて居る。軍旗は單に軍旗の標識ではない。此活々とした軍旗精神が輝きつゝある崇高な表章である。昔朝敵を討つとき天皇が御手づから討伐軍の大將に御授けになつた彼の錦の御旗と同じものが今日の軍旗である。軍旗の一隅に記してある聯隊號は畏くも天皇陛下の御宸筆で、縁の紫の總は皇后陛下の御手づから縫はせ給へるものと承る。

軍旗は戰場に於て眞先きに敵に向つて突進する。従つて敵弾にも傷つき雨風にも曝され、色は自然と褪せてくる。何程汚れても破れても再び御下賜になるものではない。戰場で汚れたり破れたりしたのは、寧ろ歴戦の功を語り、其隊の勳績と名

譽とを表彰する尊いしるしである。軍旗のあるところ、軍旗の向ふところは共に陛下の御馬前である。帝國の臣民たるものは、謹んで尊敬の意を表し、誠意を以て奉迎送をなすべきである。殊に軍人は軍旗と共に突進し、敵弾を怖れず水火を辭せず、喜んで君國の爲めに勇戦奮闘すべきである。軍旗の下に斃れるのは正に陛下の御馬前に勇ましく討死するのであつて、軍人の名譽とするところである。軍旗は萬一の場合之を死守するは無論のこと、たとへ焼きすてるとも、之を敵に奪はれるやうなことがあつてはならぬ。軍旗を敵に奪はれるのは永久に拭ふことの出来ない大耻辱である。唯軍隊の不名譽不面目ばかりでない、實に國家と國民の大汚辱である。

### 一九 兵器の尊重

軍隊で兵卒に支給されてゐる貴重な品物は數多くあるが、其中でも兵器は特に

貴重なものである。軍人は兵器をもつて戰場に臨み、其本分を盡すのであるから、之を自分の魂として殊に尊重するのである。昔の武士は刀を以て魂となし命に代へて之を尊重した。たとへ小さな曇りがあつても、武士の魂の汚れであるといつて之を耻とした。つまり武士の生命も魂も皆其刀の中にもつてゐたのである。故に武士道を磨き武術を勵むと共に、刀を大切に取扱つたものである。今日軍人が其兵器に對する考へは是と同じでなくてはならぬ。軍人精神は常に其人の持つて居る兵器の上に現はれてくる。兵器が錆たり曇つてゐるのは、其精神に錆や曇りが出来てゐるのである。軍人は軍人精神を鍛錬すると共に、兵器を尊重し、之を大切に取扱はねばならぬ。就中大砲を以て戦闘をする軍隊は、軍旗に代て生死榮辱を之と共にすべきものであるから、一層之を尊重しなくてはならぬ。其他共同して扱ふところの機關銃及び特殊の砲の如き之を尊重することは銃、劍、刀、槍、大砲と同じでなければならぬ。

軍人の本分を盡すためには、思ひ切つて兵器を使用するが、平生はよく愛撫尊重し、拭拂の手入を怠つてはならぬ。たとへ過失にもせよ、瑕をつけたり破はしたりしてはならぬ。教練演習等の後には、何よりも先きに兵器を手入することが必要である。如何に疲れても、兵器を埃のまゝにして休憩する如きはよろしくない。身體を健全にしておくと同じやうに、兵器は常に完全に保存し何時にても用立つやうにしてゐなくてはならぬ。要するに兵器は軍人精神の鏡である。之を磨き之を尊重することは、總て軍人精神の鍛錬となり修養となるのである。

## 二〇 馬の愛護

馬は一朝戦線に立てば、死力を盡して君國の爲めに奮闘する愛すべき動物である。又直接戦闘に與る外、斥候傳令の勤務をする。砲車を輓き砲を背負ひ、彈藥糧食を運び、其他戦場の交通は殆んど大部分馬の働きによるのである。乗馬輓

馬駄馬等と役目は夫々異つてゐるが、何れも皆大切な任務を持ち、戦場には無くてならぬ動物である。故に馬は昔から活動する兵器と言はれて居る。此兵器は、或る場合には頼むしい戦友ともなつて、主人の爲めに盡すのである。常に兵器を尊重する如く、此生ける兵器を愛撫して大ひに勞はつてやらねばならぬ。馬は平生之を愛し親切に飼育し上手に訓練すれば、深く其恩義に感じ、よく言ひ付けを守り、如何なる危険な場所、困難な場合でも全力を出して働くものである。馬は元來感情の深い動物であるから、無理な取扱をしたり手荒いことをしてはならぬ。もし亂暴に扱へば馬の性質を著しく悪くし、悪い癖が出来、遂には従順性を失ひ、制御することも出来ず、全く戦場の用に立たなくなる。丁度兵器等を手荒く使ひ破損させたと同じ結果になる。故に取扱者は温情をもつて愛護することを心懸くべきである。

## 二二 眞面目なれ

どんな些細なことでも、本氣になつて眞剣に働くのが眞面目である。嫌々仕事をしたり、嘲り半分にするのでは眞の効果は上らない。教練にしても學科にしても眞面目に練習すれば必ず進歩發達する。軍隊にあつては其出來榮の功妙よりは寧ろ眞面目であるのを貴んでゐる。どれ程物事がよく出來ても、眞面目でなかつたらば皆上部の飾りであつて何の用にも立たない。例へば敬禮をするにも、心から尊敬の意を表したのでなくては、如何程丁寧に頭を下しても、それは眞の敬禮にはならない、形だけの敬禮では、魂の無いぬけがらである。それが果してどれ程の値打ちがあらうか。總て軍人の動作は眞面目でなくてはならぬ。他の人が見てゐやうがゐまいが、爲すべきことは飽くまで爲ねばならぬ。報ひがあれば仕事を、無ければ爲ないと、いふやうな、輕薄な考を持つてはならぬ。世には眞面目に動作する

のを嘲り又は嫌がる者がある。陰日向なく眞面目に勤めるのを、自分の品位が下るやうに心得てゐるものもあるが、それは非常な誤りである。昔から一と廉の人物となり、或は成功した人は皆眞面目に眞剣に働いた人々である。其場々々をさへ凌げばよいといふやうな考へでは、立派な仕事は出來るものでない。況して軍務に服するものはすこしでも不眞面目の考を持つてはならぬ。飽くまで眞面目で本氣で日々の業務に勵むのが眞の軍人のなすべきところである。

## 二三 元氣なれ

病氣は心の弱味につけ込んで這入つてくる。額に八の字を寄せていつも考へ込んでゐるものは、兎角病氣に冒され易い。平素元氣で快活な人は、身體までも健康である。たとへ病氣に罹つても元氣なものは治りが早い。元氣とは物事にくよくよせず、何事をするにも愉快な氣分をもつてはき／＼とすることである。日々の生活

でも業務でもそれに屈托してしまつてはいかぬ。どんな困難もつらいことも進んでそれに當る位の氣力を持たねばならぬ。些細なことに氣を病まず、大きな廣い心をもつて愉快に仕事をしなくてはならぬ。何程忙がしくとも仕事に追ひかけられるといふ氣分をもつてはならぬ。自分から進んで仕事を追ひかけるといふ氣分が必要である。此勢を以て押し通せば、何事を爲しても愉快である。其上日常生活に元氣が出來、爲すことに活氣が付き、常に其本分を完全に果し得るものである。

### 二三 言葉は明瞭に

軍人の言葉は總て簡單で明瞭で其意味がよく通じるのが最も良いのである。むつかしい文句や、方言などは成る可く使はぬがよい。一言に云は是だけであるが、自分の思ふことを手短かに分りよく話すのには、多少の練習がいる。此練習は主と

して日常生活の間に行はれる。傳令となつて命令や報告を傳へるときは勿論、平素の對談も其心懸けでなすべきものである。

戰場は多くの場合非常に忙がしい。又非常に混雜する。其間にあつて傳令及び要談を滞りなく果すには、沈着して順序よく述べるのが必要である。勝敗將に較れんとする危機一髪の際に、廻りくどい話や、もどかしい言葉使ひは何の効もななく却て害がある。

總て軍人の言葉は其音聲に力があり、且つ快活に述べるがよい。無暗に高い聲を出すのではない。併し近傍でどんな雑音が起つてもそれに防げられぬ程度に高くなければならぬ。たとへ低い聲でも力強く發音すれば、明瞭に聴きとれるものである。又言葉の調子はあまり急がぬがよい。どれ程忙がしい場合でも早口に言ふてはならぬ。急がずに一句一句切り正しく述べたらば、決して間違の起る憂はない。言葉は殊に語尾に注意し、はつきりと力を入れて發音し、さうであります、さ



うではありませぬ等の語は、いつでも明瞭でなければならぬ。語尾が不明瞭な爲めに、全體の意味が判然しないことがある。氣を付くべきである。

戰場では銃砲聲が盛んに起り、飛行機や砲彈や爆彈等の音響が轟々として耳を聳にする程に騒がしい。此騒々しい中で、手落なく用を便する爲めには平常の練習が大切である。

又言語の明瞭不明瞭は、其人の精神状態を現はすものである。語調、音聲等の練習をすると同時に、物事をよく考慮し、無駄な言葉を省き、自分の思つてゐる要點を落ちなく現はすことを工夫すべきである。

## 二四 良い習慣

同じことを何回も繰り返せば、遂にはそれが習慣になる。習慣は第二の天性といふ。さすれば人は平生から天性を自分の思ふ通りに養成し得るのである。良いこ

とを行つて居れば良い天性が出来、悪い方に傾くと取り返しがつかなくなる。平素物事を勤勉に仕つけたものは、どんな場合にでも此勤勉性が現はれる。平素質素儉約を守つてゐた者は、たとへ鉅萬の富を得ても奢侈浪費等に流るゝことはない。物を清潔にすることも、凡帳面の動作をすることも、皆習慣性となるものである。兵營生活の大部分は此良い習慣を養成し、良い天性を造るためになされるのである。毎日々々泥のついた靴を手入するのも、手を切られるやうな寒い日に洗濯をするのも、皆夫々目的があるのである。それは軍人としての良い習慣良い性質を高めてゆくために、親しく體驗をさするのである。無駄に寒い思ひをするのではない。無意味に難儀なことをするのもない。一に精神の修養と鍛錬の爲めに良い習慣をつけるのである。

## 二五 根氣よく

總て物事に熟達するには一度や二度の練習ではいけない。何回も／＼限りなく繰り返してこそ進歩熟達するのである。中途で飽いたり挫けたりしてはならぬ。昔から一藝一能に達した人は、皆永年の間人知れぬ苦心をして居る。苦心に苦心を重ね、練習に練習を積んで始めて後世に名を残す程の人となるのである。軍隊の勤務も之と同じく、初めから上達することはむづかしい。専心専念倦まず撓まず勉勵することが必要である。たとへ長い時間同じ動作を續けてゐても、身心が弛むやうではならぬ。自分で自分の心を鞭撻し、根氣よくしなければならぬ。又些細な動作、容易な科目でも之を軽く見ることなく、熱心に心を込めて行ふことが大切である。殊に劍術馬術射撃等は練習に練習を重ね、工夫に工夫をしてのち立派な腕前となるのである。

寒いときも暑いときもよくそれに耐へ忍び、毎日の課業を熱心に勉強し、油断なく着實に進むのは、自分の技倆を上達させ、其成績を高める第一の方法である。

## 二六 時間の勵行

世間には時是金といふ諺があるが、軍隊にあつては時是勝利といふべきである。時に遅れるものは必ず失敗する。定められた時刻に来る可き筈の隊が、僅かに二三分遅刻した爲めに、全軍が大敗に陥つた例もある。同時に頭を揃へて敵に向ふ場合ある一隊が間に合はなかつたらば却て敵に先を越されることもある。時間を守ると否とは直ぐに戦鬪の勝敗に影響する。指揮官や軍隊ばかりでなく、總て軍人は時間を厳格に守り、如何なる場合でも之を違へてはならぬ。もし時間を守らなかつたらば何を爲しても手違ひになり、協同して働くことは出来なくなる。多くの軍隊が一致して活動するには、時間が大切な基準となる。故に時間を厳格に守ることは戦勝の大ひなる原因となるのである。

休日に外出しても、午後五時までに屯營に歸るやうに規定されてあつたらば其

時刻前までには必ず歸つて來べきものである。途中にどんなことがあつても、それに引き止められて遅刻してはならぬ。よしんば歸り道に事故が出來ても、其爲めに遅刻せぬやうに時間に幾分の餘裕を見積つておくなどは、思慮ある致し方である。又演習整列時刻等をきめられたらば、一刻でも遅れてはならぬ。どこそこへ直ぐに集れと命ぜられたらば、吹ひかけの煙草があらうが、食事中であらうが何を措いても集まらねばならぬ。之が平素の重要な訓練で、戰場に於ける勝利の第一歩である。

時間の勵行を非常に窮屈に感ずるものもあるが、慣れれば左程にもない。軍隊の如き多數の人々が生活をすする所では、全員が擧つて時間の勵行に力めねばならぬ。それでないと常に混雜して遂に纏りがつかなくなる。此點からいふても時間の勵行は日常生活を正しくする上に効果が多いのである。

時間を勵行することは必要であるが、其爲めに各自に時計を持つ事をすゝめる

のではない。時間を正しく守ると守らないとは専ら其人の心の置き所にある。眞に其必要を感じてゐるものは滅多に時間を間違へない。正確な立派な時計を持つてゐる者が往々間違を起すことがある。時計を持たなくとも正しく時間を守るものもある。要するに遅刻とか間違等は油斷から來るのである。武士は響の音に目を覺ますといふが、油斷さへなければたとへ床についてゐても必要な時刻に目が覺めるものである。

時間の勵行は軍人だけが必要を感ずるのではない。國民全體が勵行せねばならぬことである。國民が常に此心懸を持つてゐたならば、生活は規則的となり仕事の能率は上り、健康上にも活動上にも其利益の莫大なことは、茲に記すまでもないことである。軍人が時間を守ることを勵行して戦勝の基礎を造ると共に、一般國民に對してハキ入良い手本を示すのも亦必要なことである。

二七 金銭を貸借すな

兵營生活には給料以上に餘分に澤山の金銭を持つてゐる必要はない。併し全く持つてゐないのは不便である。そこで兵卒は一時に給料月額以内のものを持つてゐるのを適度としてある。此適度を越へて多少多く持つことも、或は少ない事もあらう。併し如何なる場合にでも、御互ひの間で金銭の貸し借りをすることは特に慎まねばならぬ。たとへ少しの金でも借りれば之を返へさねばならぬ。もしそれが出来なかつたらば、御互ひに氣まづい思ひをせねばならぬ。斯ういふことが度重なると、遂には折角の友情を害することになる。永い生活の間には一時の缺乏から借りたいと思ふこともあらう。貸してくれと頼まれる場合もある。たとへ缺乏しても成る可く心を引き締め、出来るだけ辛抱しなければならぬ。是非金がなくてはならぬ場合は、戦友や同班のものに頼むよりは、寧ろ内務班長に打ち明けるがよい。

戦友なり同班同隊のものに貸してくれと申出るのは、其人を苦しめると同じである。故に平生から多少の心懸をして、他の者に頼らぬやうにせねばならぬ。例へば父母が危篤の場合、休暇は許されたが實家までの旅費がないといふやうなことがあつては甚だ具合がわるい。已むを得ぬ場合の費用として、若干の金を中隊長に預けておくか、或は郵便貯金等にして通帳に入れておけば、まさかの場合に用を便するのである。

他の者から借りないやうには、自分の心懸け一つで慎むことが出来る。併し貸してくれと頼まれた場合は頗る困る。もし持つてゐなければ格別、有れば貸さねばならぬこともある。貸借關係が必ず友情親睦を傷けるとは限らないが、成るべく避けることを力めねばならぬ。それが爲めには預けるか貯金するか、何れにしても現金を多く持たぬことである。是が一方から言へば浪費を幾分でも少なくすることにもなるのである。

## 二八 戦友は親密に

兵營内では、普通寢臺を並べて居るものを御互ひに戦友と呼んで居る。戦場に行つて生死を共にする意味から言へば同班のもの、同中隊のものは皆戦友である。もつと廣くいへば、身を軍籍に置いて居るものは階級の上下に拘らず皆戦友である。戦友は如何なる場合でも親密に相助けあふべきものである。

たとへ寢臺を並べて居る戦友でも、入營の初めから知合ではない。併し幾日もたゝないうちに面を知り名を知り氣心を知り、遂には身の上のことまでも明しあふ程になるのである。此戦友は生れた時こそ違ふが、君國の爲めに一身を捧げ、何れは共に戦場に屍をすてるといふ點から、骨肉よりも一層深い間柄となつてゐる。而も兵營生活をする間だけの戦友ではない。軍籍に身を置き兵役に服する間、此關係はつゞくのである。それ故戦友は互ひに胸襟を開き、誠心を以て交り、い

つも融和親睦でなくてはならぬ。互ひに力になりあひ、助けあふ第一の人は戦友である。悪いことは互ひに戒め、欺したり見すてゝはならぬ。斯うして戦友が親しくすることによつて兵營生活は愉快になるのである。

たとへ軍人は個人々々に責任があるとしても、其責任を果すためには協力同心と一致團結が必要である。先づ戦友が協力し内務班内のものが一致し、中隊が團結し、大隊聯隊に及び遂に廣い意味の戦友全體が鞏固なる團結を作らねばならぬ。

## 二九 上官に信頼せよ

心配なことのあつたとき一人で煩悶するのは無益である。それを誰かに打ち明けたらばきつとよい工夫がある。手近な戦友なり知人に話せば必ず慰めてくれる。もしもそれを上官に打ち明けければ、一層力強い工夫と慰安を與へられる。上官は兵卒の指導者であり又保護者である。それ故上官は兵卒の身上一切につき、親

身になつて世話をする。どんな繁雑なことがあつても決してそれを厭はない。唯々部下が幸福に生活し、愉快に軍務に服することを希つて居る。故に兵卒は一身を擧げて上官に信頼すべきである。上官が部下を導くのは親が子を養育すると同じである。營内で直接兵卒の世話をするのは内務班長である。それ故兵卒は何事も隠すことなく内務班長に向つて打ち明け、内務班長はそれに對してどこまでも力になるのである。もし内務班長の考に餘り、又權能の届かない程の大きな事柄であつたらば、班長の上に更に有力な特務曹長が控へて居る。其上に將校がある。是等總ての人々を導くために中隊長が絶えず心を配つて居る。兵卒は上官に一身を托すれば恰も大船に乗つて航海すると同じである。

兵卒は物事を上官に打ち明けるのに決して遠慮はいらぬ。斯ういふたらば惡からう、あゝいふては叱られるはすまいかと彼は心配して、申出を躊躇するやうなことがあつてはならぬ。單に軍隊生活上のこと、軍務に關することばかりでは

ない。家事上のことも身上のことも一切遠慮すべきでない。たとへ内密に亘ることもでも上官の口から他に漏れることはない。上官は適當に處理し、適當に指導し、適當に慰安を與へてくれる。それによつて兵卒は胸中の煩悶や、心の苦痛を去り、専心軍務に勉勵することが出来るのである。

### 三〇 公私の別

軍人として軍務に服してゐるのは、君國の爲めに公務に服してゐるのであるが、そのうちにも自ら公私の別が分れて居る。傳令となつて營外に出るのは公用であるが、休日に出るのは私用である。又風紀衛兵や當番は公務であるが、酒保に行たり新聞雜誌等を見るのは私用である。如何なる場合でも公用と私用を判然區別し、之を混同してはならぬ。傳令卒が營外で遊んだり、當番勤務者が酒保で悠々としてゐる如きは共に心得違である。何事も公務公用を先にし、私用は之

を後廻にすべきものである。私用の爲めに公務を缺くやうなことがあつてはならぬ。休日に實家に歸つて何の譯もなく遅刻する如き、衛兵等に職務中ひそかに手紙を書いたり、讀書をしたりするのは共に反則者として相當の制裁を受けなければならぬ。先般の關東地方の大震災のときに、外出歸省してゐたある兵卒は、自分の家が倒れ父母兄弟等が猛火の中に包まれるのを後に見て、大急ぎで兵營に駆けつけた。外出中事變があつた場合は直ち又戰時動員に當つて病床の父母や飢に泣く妻子を後にいさぎよく召集に應じ、君國の爲めに戰場に向つた者も澤山にある。是等はよく公私の別を明にした生きた模範である。

以上公用私用の外に公人私人の區別をも辨へてゐなくてはならぬ。郷里で入營前に仲のよかつた友達でも、先きに入隊して上等兵になつて居れば、それは上級者である。其人に敬禮し、其命令に服従するのは當然のことである。友人として打ち解けた場合は別として、豫ての心安だてに上下の區別を無視し、秩序を誤るやう

なことがあつてはならぬ。たとへ以前自分より他位の低かつたもの、或は曾て自家の雇人であつた人でも、軍隊で上級者となつて居れば、其人に對する公私の別は心得てゐなければならぬ。又同級者戰友等でも衛兵となり傳令等となつて公務に服して居れば、其勤務を重んじ公私の別を明にすることを忘れてはならぬ。

### 大祭祝日及び記念日

祭祝記念日には何故に業務を休むか、それには各々深い意味がある。此意味をよく玩味することによりて敬神の念を深くし、皇室と國家との關係を明かにし、併せて建國の本義をも窺ふことが出来る。我國民は此尊い日を無駄に無意味に過してはならぬ。

◎ 四 方 拜 一月一日

年の首の芽出度い日である。此日 天皇陛下には親しく伊勢大神宮を始め天地

四方並に山陵の御墓地を拜し給ひ、年災を穢ひ、實祚の無窮、國運の隆盛、萬民の福祉を祈らせらるゝ御祭典の日である。

◎ 元始祭 一月三日

此日 天皇陛下には親しく賢所禁中にありて八咫の神で天祖皇祖並に歴代の神靈を御祭りになり、その御恩澤に御酬ひ遊ばされるのである。

◎ 新年宴會 一月五日

新年を祝するために宮中で御宴の行はれる祝日である。

◎ 陸軍始 一月八日

此日 天皇陛下には親しく東京衛戍諸部隊の觀兵式を行はせられ、各地方の衛戍地では衛戍司令官が命を奉じて觀兵式を行ふことになつてゐる。恰も昔の道場開き稽古始め等と同じ意味で式を行はれるのである。

◎ 紀元節 二月十一日

此日は昔神武天皇中國を平定し天壤無窮の皇基を御開きになり、大和國橿原の宮で御即位の大禮を擧させられ、我帝國の紀元となつた當日である。此日 天皇陛下には皇靈殿で親しく皇祖の御祭を遊ばされる。又野砲兵隊の駐屯してゐる衛戍地では、正午に禮砲式表の祝ために百一發を撃つを行はれる。

◎ 陸軍記念日 三月十日

明治三十八年三月十日は日露の戦役に奉天附近で、我陸軍が全力を盡して優勢なる露國の大軍を包圍し、殆んど之を殲滅する程の大捷を博した日である。之によつて兩國勝敗の大局を決し、尙ほ我國威を宇内に宣揚し、國權を伸張し、我國の地位を今日の如くあらしめたのである。當時の偉勳を回想するために此日を以て記念日と定められてある。

◎ 春季皇靈祭 三月春分

◎ 秋季皇靈祭 九月秋分



此日は俗にいふ彼岸の中日である。此日 天皇陛下には宮中皇靈殿に於かせられ、親しく御歴代の皇靈を合せ御祭りあそばされ、同時に天神地祇を祭らせ給ふ。(歴代の皇靈を其忌日毎に御祭りあそばされる代りに特に年一回此日を選んで御祭りをなさるのである)。

◎ 神武天皇祭 四月三日

此日は皇祖神武天皇が崩御あらせられた日である。此日 天皇陛下には親しく皇靈殿に於て御祭典を行はせられる。

◎ 天長節 四月二十九日

此日は 今上天皇陛下の御降誕(明治三十四年)あらせられた御日出度い日である。當日 天皇陛下には、親しく在京諸部隊の觀兵式を行はせられ、宮中では賢所、皇靈殿及神殿で御祭典を行はれ、次いで天長節の御祝典を擧げ、皇族殿下及諸臣に祝宴を賜ふのである。我國民は此佳辰にあたり、實祚の無窮と、聖

壽の萬歳を祝し奉るべきである。

◎ 靖國神社大祭 四月三十日 十月二十三日

靖國神社は東京九段坂の上にある、別格官幣社である。維新前後の頃から今日に至るまで王事に斃れたる者、數回の戦役に君國の爲めに戦死或は病死した名譽ある將卒の英靈を合祀した神社である。その大祭典は毎年二回行はれる。此日は恐多くも 天皇陛下には親しく行幸あらせ給ひ又行幸なきときは特に勅使を御差遣になることもある。皇后陛下並に皇太子殿下にも亦此日行啓あらせられ、其他皇族殿下を始め在京の軍人は、悉く參拜し、一般市民も普ねく參詣する。

四月三十日は日露戦役後陸軍の凱旋大觀兵式を擧行された日、十月二十三日は海軍の凱旋大觀艦式を擧行された日である。

◎ 明治天皇祭 七月三十日

此日は明治天皇の崩御あらせられた日である。此日 天皇陛下には親しく皇靈

殿に於て御祭典を行はせられる。

◎ 神嘗祭 十月十七日

此日は此年獲れた新穀を、伊勢の太神宮に供へ奉る御祭典の日であつて、勅使を伊勢に御差遣になる。天皇陛下には先づ神宮を御遙拜になり、次に賢所に御親祭を行はせられる。これを神嘗祭といふ。

◎ 新嘗祭 十一月二十三日

此日 天皇陛下には親しく神嘉殿で本年の新穀を供へ皇祖、天神、地祇をお祭りになり。又御自ら聞こしめし給ふ御祭典の日である。これを新嘗祭といふ。

◎ 大正天皇祭 十二月二十五日

此日は大正天皇の崩御（大正十五年）あらせられた日である。此日 天皇陛下は皇靈殿に於て御父君陛下の御英靈を御親祭あそばされるのである。

◎ 軍旗拜受記念日

此記念日は各隊毎に其日取りが異つてゐる。其隊の編成が出来上り 天皇陛下から勅語と共に軍旗を拜受した日を記念日と定め、年々祝典を擧げるのである。其隊では、此日軍旗に對して敬禮をなし、分列式を行ひ、軍旗を壇上に奉安して盛典を擧げるのである。

### 陸軍禮式

敬禮は總で心から敬意を表したのでなくては眞の意味をなさない。形だけの敬禮や禮式は皆虚禮である。故に敬禮をするには、誠意誠心が自然と外貌態度に溢れたものでなくてはならぬ。

敬禮は其人の官職に對して行ふもので、夜間でも遠方でもそれが上官であるのと知つたならば、尊敬の意を表し正しく敬禮すべきものである。元來敬禮は正規の服装をしてゐる軍人に對して行ふのが本則であるが、面識ある上官には、た

とへ私服を着けてゐても、自分が單獨の場合には敬禮をするのが禮儀に叶つてゐるのである。又上官の答禮、無くとも下級者は敬禮をすべきものである。尙ほ御互ひに階級の識別が困難な場合には、前後を論ぜず敬禮を行はねばならぬ。同級者は敬禮を交換しあふのが普通である。是は御互ひに官職地位を尊重しあふわけである。先きに敬禮をすると、其人の値打が下るやうに思ふものもあるが、それは大きな間違である。却つて後れるのを耻と心得てゐなくてはならぬ。總て敬禮をするときは、上官が答禮を終つてから舊の姿勢に復すべきもので、上官が答禮をしない先きか、又は答禮中に舊の姿勢に歸るのは敬禮の本意でない。尤も後方又は側方から上官を認めて敬禮をする場合には、敬禮をして敬意を表し、適宜の時機を見計らひ舊の姿勢に復すべきである。何事か廉ある場合に「君が代」の奏樂を聞いたならばよく服装を整へ其號音が續く間姿勢を正すべきである。これは陛下か或は殿下に對し奉りて恭敬の意を

表するためである。演習の爲めにする奏樂喇叭等には勿論其必要がない。二人以上の上官に對する敬禮は、特に規定のある場合は別であるが、先づ最高級の上官に對して敬禮し、次に他の上官一同に對して敬禮をする。職務上で皇族又は他の上官に隨いて來た軍人には敬禮をしない。例へば旅團長に隨いて來た旅團副官に對して敬禮をしない如きである。兵器を携へてゐるときの行進間の敬禮は、徒步者は徒歩、乘馬者は常歩で行ふのである。兵器を携へないときは歩調をとらずに敬禮をする。至急の用向を持つてゐるときは、其譯を上官に告げ徒步者は駈歩、乘馬者は速歩のまゝで敬禮して差支ない。海軍々人、軍隊及び和親國な國交をつゞけてゐる國々の將校には陸軍々人軍隊に對すると同一の敬禮をすることになつてゐる。

## 一 最敬禮

單獨の軍人が 天皇、太皇太后、皇太后、皇后陛下に拜謁するとき、御眞影を拜するとき、皇族殿下に拜謁するときには最敬禮を行ふ。又賢所參拜のとき及び神を拜するときには最敬禮と同一の方法で拜禮を行ふ。

最敬禮の方法は不動の姿勢をとり、先づ陛下、御眞影、殿下又は神靈に注目し、次に體の上部を前方約四十五度に傾け、頭を正しく上體の方向に保ち、帽子は脱ぎ右手にて其庇を摘み、之を右股に接して提げ其内部を右股に對するやうにする。刀を佩ぶときは柄を後ろにし右手で鍔部を握る。

最敬禮は玉座の約六歩前の所で行ふのである。此場合には先づ御室の外で敬禮をした後御室に入り直ちに敬禮をする。それより更に適度のところに進んで最敬禮を行ふ。最敬禮を終つて靜かに退歩し、御室の出口で敬禮し、御室を出て更に敬

禮し、後退去するのである。此最敬禮の前後の敬禮については次の條を参照されたい

## 二 室内の敬禮

室内とは居室、寢室、事務室及び應接室などをいふ。衛兵所、廊下、炊事場及び厩などは室外と看做してある。

室内の敬禮は先づ不動の姿勢をとり、體の上部を前方約十五度に傾け、受禮者の目又は敬禮すべきものに注目する、帽子の持方、刀を佩んでゐるときの動作は最敬禮のときと同じである。

室内に入らんとするときには先づ室外で帽子を脱ぐ。

武装した場は勿論、畧式の武装でも銃又は槍を持つてゐるときは、室内でも室外の敬禮を行ふことになつてゐる。

上官の室に入つたときは、上官に面して其入口で敬禮をする。其室を去る

ときも亦同様である。

上官から書類其他のものを受け、又は之を上官に呈出しやうとするときは、敬禮をした後適度の處まで進み、帽子を左脇に挟み、右手で之を受けるか又は之を差出した後、舊の位置に歸り再び敬禮して其室を去る。

銃又は槍を持つてゐるときは總て左手で受取又差出すのである。捧銃、捧槍の敬禮が出来ない場合には立銃、立槍のまま室内の敬禮を行ふ。

もし上官から返信とか受領證を貰ふ場合は、適宜の位置に退いて待つてゐる。又上官から書類などを受け其場で開いて見る必要があるときは左手を添へて披見する。若し銃又は槍を持つてゐたらば之を體にもたせかけ、左手を添へて披見する。騎銃ならば銃身を右にして負革を右肩にかける。

上官から辭令書、賞状、修業證書、善行證書などを受けるときは其場で開いて見るべきものである。

命令、訓令を受け又は報告をするときも、前に掲げた要領に準ずるのである。

下士兵卒の室内に將校が来た場合は、最初に認められた者が「敬禮」と呼んで一同に注意を與へる。其室に居る者は皆其場に立ち上官に對して敬禮をする。其將校が許可してから各々舊姿勢に歸り、或はこれまでの仕事をつゞける。併し検査、點呼などの場合には、最高級の者が號令をして一般に不動の姿勢をとらせ、號令者が一人だけ敬禮をする。

又右の場合に後から来た將校が、前から来て居る將校よりも上級者のときは前の要領で敬禮をするが、下級者ならば敬禮を行はない。

### 三 室外の敬禮

室外では特に規定してある場合を除き、舉手注目きよしゆちゆめの敬禮を行ふことになつてゐる。

舉手注目きょしゅちゅうもくの敬禮けいらいは先づ姿勢せいせいを正し、右手みぎてを右前方みぎぜんぽうに舉げ、其指そのさしを揃へてびんと伸し、食指しじくと中指ちゅうしとを帽子ぼうしの庇ひさしの右側みぎがはに軽く當て、掌てのひらを稍外方やむぐわいほうに向け、肘ひじを肩かたの方向ほうかうにて略其高さぼくそつたかに齎みとしくし、頭かしらを向けて受禮者じゆらいしやの眼め又は敬禮けいらいすべきものに注目ちゅうもくする。

若し右手みぎてに物ものを持つてゐて右手みぎてを舉げることが出来ない場合には、姿勢せいせいを正して受禮者じゆらいしやに注目ちゅうもくし、體たいの上部じやうぶを少し前に傾け敬意けいいを表するのである。

銃じゆうし若くは槍やぶを携へ又は拔刀はつたうした場合ばいに敬禮けいらいを行ふには、左ひだりの如く心得こころえべきである。

1. 陛下へいか又は軍族ぐんまに對しては着劍ちやくけん捧銃ほうじゆう 騎兵きへい、輜重兵しじゆうへいは着捧刀ちやくほうたう又は捧槍ほうじゆう 乘馬じゆうばの立槍たちやぶの爲し目迎目送もくけいもくきゆうをする。

目迎目送もくけいもくきゆうとは敬禮けいらいの操作さうさを終つてから直ちに頭かしらを右又は左ひだりに向け、受禮者じゆらいしやの眼め又は敬禮けいらいすべきものに注目ちゅうもくして之これを迎へ、受禮者じゆらいしやが移動いどうする方向ほうかうに注目ちゅうもくする。

しつゝ、見送ることである。

2. 行進間かうしんかん一般いぱんの上官じやうくわんに對しては、正規せいぎの歩法ほぽう 教練けうれんの章ちやう参照さんしやうをとり頭かしらを向けて受禮者じゆらいしやに注目ちゅうもくをする。

3. 停止間ていしかんに將校しやうかうに對しては捧銃ほうじゆう、捧刀ほうたう、捧槍ほうじゆうをして目迎目送もくけいもくきゆうする。又下士兵卒またかしへいそつに對しては姿勢せいせいを正し立銃たちじゆう、肩刀かたへたう又は立槍たちやぶのまゝ、頭かしらを向けて受禮者じゆらいしやに注目ちゅうもくし、體たいの上部じやうぶを少しく前に傾ける。

途上とじやうで行幸ぎやうかう 天皇陛下てんかうげんの御出ごしゅつ 及および皇太后かうたうたう、皇太后かうたうたう、皇后陛下かうごうげんに遇つたときは前驅ぜんくの先せん乗馬者じゆうばしやの稍前やまへで道路だうろの一侧いそくに寄り車駕しやがの御通りごどおりになる方ほうに向いて停止ていしする、此このとき乗馬者じゆうばしやは其まゝであるが人力車じんりきしや、馬車ばしや、自働車じどうしやなどに乗つてゐるものは下車げしやをする。車駕しやがが約八步前やくはつぽぜんに近付ちかづくとき敬禮けいらいを行ひ、約八步過やくはつぽかぎ去るまで其姿勢そのせいせいを保つてゐる。汽車きしや、汽船等きせんとうで御通過ごつうがわのときもやはり此要領このえいりやうで敬禮けいらいをする。兵卒へいそつが行進間かうしんかんに軍旗ぐんき上覆じやうふくをかけて若くは中隊長ちゆうたいちやう以上の所屬團隊長しよじやくだんたいちやうに對しては、

先づ其方向に向いて停止し敬禮を行ふのである。但し將校相當官に對しては行進のまゝ敬禮を行ふ。

軍旗並に中隊長以上の所屬團隊長以外の一般上官に對しては、兵卒は行進のまゝ頭を受禮者の方に向け敬禮を行ふのである。若し銃又は槍を持つてゐるときは行進間の敬禮を、徒手の場合は舉手注目敬禮をするのである。

所屬團隊長と他の上官と同行して居る場合には、行進間なれば停止し、先づ最上級の人に對して敬禮し、次に他の上官一同に注目して敬禮をする。

停止間に上官が其側を通るときは之に面して敬禮をする。又上官の許に行く場合は適宜の距離で停止して敬禮をする。

上官の後方から其上官を越して通り過ぎやうとするときは、其譯を申出で斷つて行く、黙つて追ひ越すのは禮儀でない。

途中で勅使に遇つたときは行進のまゝで敬禮をする。勅使とは 天皇陛下より

の御使者で警部が四騎前後に付き大禮服か又は衣冠を着けてゐる。

途中で軍人の葬儀に逢つたならば、官職の如何に拘らず其の柩に對して敬禮をする。

上官が引率してゐる軍隊に遇ふか、又は其傍を通るときはその隊長に敬禮をする。

自分が室外に居て窓の内の上官を認めたとき、又室内から窓の外の上官を認めたときは何れも敬禮を行ふ。

一二等卒又は之と同級の者は歩哨に對して敬禮をすることになつてゐる。これは歩哨の職務に對して尊敬の意を現はすためである。

汽車、電車、馬車、人力車、船等に乗つてゐるとき上官に遇ひ、又其傍を通るとき、或は船車内で上官に遇つたときは、乗座のまゝで敬禮をして差支ない。

船車内等では成る可く上官に座席を譲るのが禮儀である。

船車内等で敬禮をするのに危険を感じるときとか、又自轉車に乗つて右手を擧げることが出来ない場合には、單に注目をして敬禮に代へることが出来る。  
船車等に乗つてゐる上官に行き遇ひ、又其傍を通るときは敬禮をする。  
室外で上官から書類其他のものを受け、又は呈出する場合は室外の敬禮をするのであるが、其他の動作は室内の場合と同じである。  
室外で上官から命令訓令等を受け、又は報告をするときは、上官から適宜の距離の處で敬禮をする。乗馬して居る兵卒が徒歩の上官に對しては敬禮の後下馬をする。但し野外勤務の傳令は下馬をしなくてよい。其他の動作は室内の場合と同じである。  
上官と同行する場合は其行進を妨げないやうに、左又は後方から行き、上官の歩調に合せるのが禮である。二人以上で一人の上官と同行する場合には兩側に分れて行く。併し案内者は此限りでない。

兵卒が集團し、或は多數同行するとき上官に遇ひ又は其傍を通り其他敬禮をすべき場合には、最初上官を認めたる者が「敬禮」と呼んで他の者に注意を與へる。  
演習中に上官に行き遇ひ、又其傍を通るときは、敬禮を省き單に其旨を告げればよい。例へば「傳令」「斥候」「演習中」といふが如きである。

#### 四 歩哨の敬禮

歩哨は上等兵及之と同級以上の者に對して總て敬禮をする。  
陛下、殿下及び軍旗に對しては着劍捧銃、騎兵、輜重兵、捧槍の敬禮を行ひ目迎目送をする。  
將校、同相當官、准士官、見習士官に對しては捧銃捧槍の敬禮を行ひ目迎目送をする、但し着劍してゐる場合は着劍のまゝ敬禮をする。



下士、上等兵及び之と同級の者に對しては立銃立槍のまゝ、姿勢を正し頭を敬禮を受くべきものの方に向け、之に注目し、體の上部を少しく前に傾けて敬禮をする。

軍隊に對しては其隊長に對して敬禮をする。

歩哨はたとへ夜間でも、敬禮をなすべき人であることを認めたらば、敬禮を行はねばならぬ。歩哨が敬禮をするには、夫々定まつた位置がある。營門等の歩哨ならば通常哨舎 小さな家の前である。若し雨雪天等で哨舎の内に入つてゐるときは、其定位置へ出て敬禮をする。敬禮を受くべきものが約八歩前方に來たとき敬禮を行ひ、約八歩過ぎ去るまで其姿勢を保つて居る。但し動哨こち移動しつゝ監視をするとなつて行動して居る際に上官に遇へば、其場所でも敬禮をしても差支ない。又復哨の勤務をするものは同時に敬禮をすべきである。

歩哨が兵卒から敬禮を受けたときは答禮をする。其方法は立銃又は立槍のまゝ

姿勢を正し頭を向けて注目し體の上部を少しく前の方に傾ける。

野戰砲兵の歩哨は舉手注目の敬禮をする。

歩哨は總て其職務を行ふ爲めに、已むを得ない場合は敬禮をしなくとも差支ない。

### 兵卒の勤務

兵卒は教練演習等に出る外、代るく種々の勤務を受持たねばならぬ。初めは其勤務の要領を教はり、次に之を實地に見習ひ、充分會得したところで各々其勤務に就く、初年兵が第一期の檢閲を終れば實務につき得るのである。總て勤務を受け持つ者は夫々重い責任がある。其責任を果す爲めには精神を緊張し、熱心に眞面目に服務することが必要である。殊に衛兵勤務の如きは戰時と同じ覺悟を持つて其任務を仕遂げなくてはならぬ。

## 一 衛戍衛兵

陸軍の軍隊が一地に永久駐屯するのを衛戍といふ。衛戍には其地にある諸部隊を取締る長官がある。東京では警備總督、要塞所在地師團司令部のある要塞司令官、其他では其地に駐屯してゐる團隊長中での、最高級の隊長が衛戍司令官となつて、其衛戍地の軍隊を管理する。

衛戍には衛戍衛兵があつて衛戍勤務に服して居る。其任務は衛戍地の警備、陸軍の秩序、軍紀、風紀の監視及び陸軍に屬する建築物の保護等をするのである。

衛戍衛兵は通常二十四時間勤務するもので、一哨所には三名の兵卒をあて、單哨で概ね一時間毎に交代をする。時としては一週間連続して勤務することもある。衛戍衛兵の服装は軍装であつて通常水筒、雑糞、器具、手旗、飯盒、携帶天幕を除き、銃を持たない者は背囊を負はない。

衛兵の詰所としては衛兵所が設けてある。歩哨に立たない者は總て衛兵所に控へて居る。衛兵所に居る者は次のことを守らねばならぬ。

1. 銃と背囊は正しく整頓して置く、其定位置は個人毎にきめてある。
2. 敬禮の爲め整列するとき及び巡察に行くときには背囊は負はない。
3. 衛戍司令官の許した以外の書物を読んで居てはいけない。
4. 許可を得ずに衛兵所を離れてはならぬ。
5. 夜間でも許可された者の外假眠してはいけない、一般の睡眠時間には全員の約三分の一だけ假眠することを許される。
6. 右の各項の外備付物品の整頓を正しくし、兵器被服の手入を怠らず、消火器の位置と其使用法を心得ておかねばならぬ。

歩哨には其哨所々々によりて守る可き規則がある、之を歩哨の守則といふ。歩哨は此守則を守り、常に耳目を敏活に働かし見張りを怠つてはならぬ。又歩哨は

何處に立つ者でも通じて、次のことを記憶して居なくてはならぬ。之を一般守則といひ、歩哨全體に亘つて必要な規則である。之は次の條に述べる風紀衛兵の歩哨にも適用するのであるから、よく暗誦しておかねばならぬ。

1. 歩哨の銃の持方は晝間は立銃、提銃、木被部を握つ腕に銃を前腕に托し、夜間は擔銃、提銃、腕に銃の各三種である。
2. 歩哨は常に服裝を整へ姿勢動作を正しくし、用務のあるときの外他人と談話してはならぬ。
3. 歩哨は外套の頭巾を被つてはならぬ。之を被ると耳目の活動を妨げるからである。
4. 歩哨は雨雪天のとき哨舎に入ることはできるが、特に警戒を要するときか、或は敬禮を行ふときは哨舎から出る。
5. 歩哨は衛戍勤務に關係ある上官、即ち衛戍司令官、衛戍副官、巡察及び

直屬系統の團隊長より外のものには、其守則を話してはならぬ。

6. 歩哨は哨所から三十歩以外の地を運動することはできない。併し守則によりて特に定められるか、或は異状のあることを認められた場合は、それより以上の所まで動いてよろしい。
7. 歩哨が衛兵所か、又は隣歩哨に警報をしやうとするときは、大聲で「氣を付け」と呼ぶ。
8. 歩哨は夜間着剣をする。又別命あつたときにも着剣をする。其他は總て着剣しない。夜間とは通常夕食時から翌日の日朝點呼までをいふ。
9. 歩哨は通常哨所の位置に立つて敬禮をすべきであるが、もしそこまで來る隙がなかつたときは、現在の位置で敬禮をしても差支ない。其他については陸軍禮式「歩哨の敬禮」の條を参照されたい。
10. 衛舎前に居る歩哨は左のものに對しては「整列」と呼んで衛兵所に報告す

る。

天皇陛下。皇族殿下

軍旗

將校の引卒する武装したる軍隊。

元帥、陸軍大臣、參謀總長、教育總監、陸軍大將及び特命檢閲使たる將官。衛戍司令官及び直屬團隊長。

以上のうち 天皇陛下より以外のものは、其門を出入するときに限つて

「整列」と呼ぶ。

11. 歩哨が兵器を實用してよい場合は概ね次の如くである。

1. 歩哨が暴行を受けた場合自衛の爲めにするか、或は多衆集合して暴行を爲し、兵器を使はなくては鎮壓するに手段の無いとき。
2. 人及土地其他の物件を防衛するに、兵器を使はなくては他に手段がな

しつゝ。

## 二 風紀衛兵

風紀衛兵は各兵營毎に之を置き、週番司令の指圖をうけ、營内の取締並に警戒をなし、兼ねて營内に入出するものを監督するのが任務である。

風紀衛兵の服務時間は衛戍衛兵と概ね同じである。

風紀衛兵の歩哨の立つ場所は、隊によつて異ふが通常軍旗、營門、營倉、彈藥庫である。

風紀衛兵の歩哨には一般守則と特別守則とがある。一般守則は衛戍衛兵のものに準じ、特別守則は各隊毎に定められる。

風紀衛兵所に居る兵卒は、次のことを心得てゐなければならぬ。

1. 風紀衛兵服務中は、聯隊長が定めた書物の外のものを讀んではいけない。

2. 外來人に對しては相當に禮意をつくし、言葉を成る可く丁寧にし、親切に且つ迅速に取扱ひをする。
- 又表門の通行を許すものは次の如くである。

  1. 指揮官が引率してゐる軍隊。
  2. 下士以上及び之に附いて來る者、並に制服を着けるか、若くは定められた徽章を附けた陸軍文官、但し定められた時限以外に出入する、下士は公用證、外出證明書、又は外泊證明書を持つてゐなければならぬ。
  3. 兵卒は公用證を持つてゐる者、又一般外出日の定時限以内には外出證を持つた者、其他のときでは外泊證明書若くは外泊證明書を持つて居る者。
  4. 憲兵、傳令及び郵便電信集配人。
  5. 門鑑の木札を持つてゐる者。

6. 特に聯隊長の許可した者。
7. 其他の者については、歩哨は之を衛兵司令に報告し其指圖を受ける。右に掲げてない事柄は衛戍衛兵の服務規定に準ふべきものである。

### 三 當番勤務

兵卒が傳令其他の雜務に服するのを當番勤務といふ。一日で終るものもあれば、一週間以上つゞくものもある。併し一人で三ヶ月以上つゞけることはない。但し徒歩部隊の乗馬を取扱ふ兵卒は、六ヶ月以内引きつゞいて其勤務に服することがある。此當番勤務者でも演習や検査には出場するのである。

當番のうちには、持場をきめて毎日そこへ詰める者と、隊附將校に專屬する者がある。

將校に專屬する當番は品行方正、勤務勤勉、技藝熟達の者が選拔されてなるので

ある。其日常の勤務は傳令、兵器被服の手入拭淨及び乗馬の手入等であるが、時には病氣の看護をすることもある。此勤務に服する者は自然其將校の家庭にも出入することになる。

其他の當番卒の勤務も亦傳令とも折々ある。雜役等である。其受持場所は聯大隊本部、醫務室、倉庫、炊事場等である。受持場所には當番卒の詰所がきめてあつて、其場所々々により守る可き心得が示してある。其心得は交代のとき必ず申送りを受け、又次に申送ることになつて居る。特別の心得の外に一般に當番勤務者が心得置くべきことは概ね次の如くである。

1. 受持つて居る場所に屬する室内、倉庫等は常に清潔にし、備付物品は其數を明にして、破損紛失のないやうに取扱ひ、妄りに置場を變へてはいけな
2. 特に火器の取扱に注意し、火の用心を怠らぬこと。

5。

3. 當番卒の交代は定められた時刻に上番勤務する者、下番へる者の者が立會で申繼をなし、之を監督者に報告する。諸物品の受渡をするには品目表に照し、破損紛失の有無を調べ若し事故があつたらば、其旨を監督者に報告する。

4. 多數の當番卒の中で取締を命ぜられた者は、他の當番卒を指揮し之と共に規定の業務をする。

5. 當番勤務者は、私用の爲めに其勤務の場所を離れてはならぬ。又たとへ夜中でも火災、非常呼集の場合には其受持場所に駆けつける。

### 各兵種の識別と其性能

陸軍の兵種は七科四部に分れて居る。そして各々異つた性能を持つて居る。七科とは憲兵科、歩兵科、騎兵科、砲兵科、工兵科、航空兵科及び輜重兵科を指し

四部とは経理部、衛生部、獣醫部及び軍樂部をいふのである。

右各兵科及び各部を識別するには、其襟章の定色によるのである。併し將官は兵科を區別しないから、襟章を着けてゐない。其各兵科の色分は次の如くである。

憲兵は黒	歩兵は緋	騎兵は萌黄	砲兵は黄
工兵は蒿	航空兵は空色	輜車兵は藍	

各部の色分は

経理部は銀茶	衛生部は深緑
獣醫部は紫	軍樂部は紺青

以上の如くに大別してあるが、同兵科の中でも働きの違つてゐる隊がある。例へば砲兵隊のうちにも、野砲兵、山砲兵、重砲兵等がある。同じ部の中でも業務の異つてゐるのがある。例へば経理部の襟章のうちにも計手もある。又縫工長、靴工長

等も含まれてゐる。總て同兵科であつて異つた隊に屬するものは、襟部にある徽章で見分けるのである。又同部で業務の異つてゐるものは、臂章によつて見分けるのである。口繪参照

各兵科と各部の軍人の持つてゐる特種の性能は、大要次の如くである。

1. 憲兵科 軍紀、風紀に關する取締をなし、軍人其他の犯罪者を逮捕する任務を持つてゐる。
2. 歩兵科 歩兵は軍の主兵であつて、其兵員最も多く、其兵器は小銃、機關銃及び歩兵砲等を用ひ、戰場にありては時と場所を選まず、遠近兩距離に於て戰鬥する性能を持つて居る。
3. 騎兵科 騎兵は専ら馬の速力を利用して、遠く敵方に出で、敵情を搜索し、地形を偵察し或は傳令勤務に服するが、戰鬥に當つては主として乗馬戦を行ひ、情況によりては徒歩戦を以て其目的を達成する、これが

爲めに刀槍以外に騎銃、機關銃及び騎砲を持つて居る。

砲兵科 野戰砲兵及び重砲兵の二つに分れてゐる。

野戰砲兵は野砲又は山砲を以て戦闘をするもので、輕捷な運動と大なる射撃威力とで敵を壓倒震駭し、友軍の士氣を鼓舞し、戦闘の骨幹となつて戦勝の道を開くのである。

重砲兵は偉大な射撃威力を以て、敵の堡壘又は堅固な構築物を破壊し、敵を壓倒震駭するのである。

5. 工兵科 堡壘を築き、軍橋を架け、道路を開き又は是等のものを修理したり、破壊するのを本務としてゐるが、戦闘に當つては小銃を用ひ歩兵と同じ活動をする。鐵道聯隊は専ら鐵道の敷設、修理、破壊、運輸等の任務を持ち、電信隊は有線、無線電信を利用して通信事務をなす。

6. 航空兵科 飛行隊は飛行機を操縦して、敵情の偵察、爆撃、敵航空機の

攻撃等をする。氣球隊は氣球を上げて敵情偵察、射撃の觀測及び、連絡等に任ずるのである。

7. 輜重兵科 輜重兵は彈藥、糧食、被服其他の軍需品を駄馬又は車輛にて運搬し、第一線にある軍隊の戰鬥力を増し、其活動力を強大にする重要な兵種である。

各部に屬するものは平時戦時の區別なく、次の役目と能力を持つて居る。

1. 經理部 軍隊の經理事務 物品給與等に關する事務 及び金錢會計 納と計算を取扱ふのである。

2. 衛生部 傷病者の治療其他衛生事務、衛生材料に關することを取扱ふ。

3. 獸醫部 傷病馬の治療其他馬の衛生上に關する事務を取扱ひ兼ねて食用獸の検査をする。

4. 軍樂部 軍樂を吹奏して軍隊の士氣を振起することに努める。



## 軍人の階級

陸軍々人の階級を大別すると將校、將校相當官、准士官、下士、兵卒となる。

將校とは將官、佐官、尉官をいふ。  
將校相當官とは各部に屬する軍人で、將官及び各兵科の將校の階級に相當する官等の人々をいふ。

准士官とは各兵科の特務曹長、上等諸工長、上等計手、上等看護長、及び樂長補をいふ。何れも判任一等である。

下士とは曹長、軍曹、伍長、一二三等諸工長、一二三等計手、一二三等看護長、一二三等樂手をいふ。何れも夫々判任二三四等である。

兵卒とは上等兵、一二等卒、輪卒、上一二等看護卒、上一二等磨工卒、補助看護卒及び樂手補をいふ。

是等の官等を更に細かに分けると次の如くなる。

將官とは大將、中將、少將をいふ、大將は親任官で中少將は共に勅任官である。

上長官とは大佐、中佐、少佐及び其相當官を指していふ。

士官とは大尉、中尉、少尉及び其相當官を指していふ。上長官士官は通じて奏任官である。

以上の外曹長の階級で見習士官といふのがある。これは他日少尉に進むべき人で其本官の職務を見習つてゐるのである。各部の方には之に相當して見習主計、見習醫官、見習藥劑官、見習獸醫官がある。皆他日各部の士官に進む人々である。其取扱は准士官と同じである。

士官候補生は各兵科の士官の候補者で、下士並に兵卒の階級で隊附となつて居り、後士官學校に入り、修業をする人々である。但し憲兵には士官候補生が無い。

一年志願兵は文部大臣の認定した學校出身者が、志願によつて入營したものである。成績の優秀な者は他日豫備將校に任官する。

豫備見習士官は、一年志願兵のうちで成績優秀なものが、勤務演習の爲めに入隊して士官の勤務を見習ふ者をいふ、各部の方にありても之に相當する階級の人員がある。

一年現役兵は師範學校を卒業した者が一個年間現役に服するのをいふ。伍長勤務又は看護長勤務などいふのは、上等兵の階級にある者のうちで、特に成績が良く技量の優れた者が、下士の勤務に服するのをいふ。

### 階級の識別

陸軍各人の服装は將校以下茶褐色、軍樂隊は濃紺羅紗である。其制式は細部に於て異つてゐるが大體は同じである。其著しい差は准士官以上の上衣には左右の胸部と

下部に衣囊があるが、下士兵卒のは下部の衣囊がない。又下士卒の上衣の左後には劍釣りがあつたが、准士官以上にはない。

軍人の階級を見分けるのは、主として肩章によるのである。肩章は上衣と外套の肩に着けるもので、其制式は口繪に掲げてある。

肩章の地質は總て緋絨である。其長さは三寸巾は九分となつてゐる。星章は兵卒のものは黄絨であつて、伍長以上のは金色金屬製である。

下士の肩章は緋絨地の中央に、巾二分の平織金線が縦に一條つき、其上に階級に應じて星が着いて居る。

准士官の肩章には緋絨地の兩縁に、繩目逢の金線が縦につき、中央部の平織金線は下士と同じで星章は着いてゐない。

士官の肩章は准士官の肩章に、夫々階級に應ずる金屬製の星章がつく。上長官の肩章には中央部に平織金線が縦に二條つき、其上に階級に應ずる金

屬製の星章がつく、其他の部分は士官と同じである。

将官、同相当官の肩章は、兩縁に繩目縫の金線のつくことは、准士官以上と同じで、中央には六分巾の平織金線が縦につき、其上に階級に應ずる金屬製の星章がつく。此肩章は少し隔てて見ると全部金色に見へる。

雨覆（マント）を着用する場合は、其襟部に着いてゐる金屬製星章の數によつて階級の見分けをつける。将官と同相当官は三つ、上長官は二つ、士官は一つ、准士官以下には星章がない。

軍業隊の服装は他兵科と同じ制式であるが、衣袴、外套、雨覆が濃紺絨で、襟地は絨絨、袴の側章は紺青色、袖章には絨絨がつく。帽子の地質は濃紺絨で夏は白い日覆を用ひ、夏服は白布地である。

見習士官、見習主計、見習醫官、見習藥劑官、見習獸醫官及び士官、主計候補生は右襟に金色の星章を一つ附けて居る。隊號の徽章を附けない隊では、左右に星

章を附けて居る。

一年志願兵（主計生、軍醫生、藥劑生、獸醫生）豫備見習士官、（同見習主計、見習醫官、見習藥劑官、見習獸醫官）は金色の星章に、圓鋸の座を附けた徽章を右襟につけて居る。

伍長勤務上等兵及び看護長勤務上等看護卒等は、左臂に赤及び金色の山形臂章をつけて居る。

所屬聯隊又は大隊號を現はす爲めには、隊附將校以下全員金色金屬製襟部徽章此徽章はアラビヤ數字にて123等が襟に附いてゐる。官衙學校等に居る隊附でない諸官及び在郷將校同相当官は數字の徽章を附けてゐない。

近衛師團の將校以下は金色の櫻枝徽章が、帽子の星章の下に附いてゐる。

喇叭長、喇叭手、諸工長、工卒は各々其特業を現はす爲めに、夫れに應ずる臂章を左臂に附けて居る。

旅團、師團、參謀本部、教育總監部、陸軍省等の副官は副官懸章をかけて居る。週番、日直及び巡察將校、特務曹長、見習士官並に週番日直副官の勤務をとる曹長は、週番懸章をかけて居る。副官、週番懸章は共に右肩から左腋にかけ

る。週番日直勤務の下士上等兵は週番章を左臂につける。

茶褐色の軍服の外に、准士官以上に限り正装が制定されてある。正装を着用したときは正袴の側章、帽子の金線、肩章の星章、袖章の金線等によつて、其兵科各部の區別と階級を見分けることができる。

正装の服地は總て濃紺絨であるが、唯正袴だけが憲兵科、騎兵科は茜絨、軍樂部は緋絨となつてゐる。

正帽には縦と横周りとに、蛇腹組金線が附けてある。將官は縦三本、上長官は縦二本、士官准士官は縦一本である。又横周りの線で其階級が分る。

將官は小線六本を合せた金の太線一本つき其上部に大將は小線三本、中將は二本、少將は一本である。

大佐は小線六本、中佐は五本、少佐は四本である。

大尉は小線三本、中尉は二本、少尉は一本である。

准士官には下横周りの金線がない。

正衣の袖には蛇腹組金線が瓢箪形に附いてゐる。大將は七本、中將は六本、少將は五本、大佐は六本、中佐は五本、少佐は四本、大尉は三本、中尉は二本、少尉は一本である。准士官の袖には巾三分の平織金線の線章が山形についてゐる。又騎兵科は蛇腹組黒毛糸の胸章と、縁飾りをつけその上に金色の釦がついてゐる。

相當官の帽子、袖章共に右と同じである。

正袴の側章は將官が巾一寸二分の緋絨二筋、上長官士官は巾一寸三分の各

兵科各部の定色絨が一筋、准士官のは巾五分の、各兵各部の定色絨が一筋ついで  
ゐる。

## 勳章

勳章は國家に對して功績あつた者を褒賞し、永く其名譽を表彰するために制定  
せられた記章である。そして其勳章に對しては、等級に相當する特權と禮遇とが  
與へられてある。

勳章には左の五種がある。

1. 大勳位菊花章
2. 旭日章
3. 瑞寶章
4. 金鷄章

## 5. 寶冠章

右の各勳章は更に幾つかの等級に分れてゐる。

1. 大勳位菊花章は偉勳ある者に賜はるもので、大勳位菊花章頸飾と、大勳  
位菊花大綬章との二種がある。

2. 旭日章は平時戦時の別なく、國家に對して勳功著しい者に賜はるも  
ので、勳一等から勳八等までに分け、其名稱は夫々異つてゐる。

勳一等旭日桐花大綬章

勳一等旭日大綬章

勳二等旭日重光章

勳三等旭日中綬章

勳四等旭日小綬章

勳五等双光旭日章

勳六等單光 旭日章

勳七等青色桐葉章

勳八等白色桐葉章

3. 瑞寶章は平時戦時の別なく、國家に功勞ありし者又は積年の功勞ありし者に賜はるるもので、勳一等より勳八等までに分け、各々勳何等瑞寶章と稱へられて居る。

4. 金鷄章は軍人のみに賜はる勳章で、武功拔群の者に授けられる。其等級は功一級より功七級までに分け、各等級に應じて年金を下賜される。但し此勳章は階級によつて、賜はるべき勳章の等級に制限がある。

准士官、下士、兵卒の初叙は功七級  
武功を重ねるに従ひ逐次進級し、准士官は功五級、下士兵卒は功六級を受けることができる。

士官の初叙は功五級

武功を重ねるに従ひ逐次進級し、功三級を受けることができる。

上長官の初叙は功四級

武功を重ねるに従ひ逐次進級し、功二級を受けることができる。

將官の初叙は功三級

武功を重ねるに従ひ逐次進級し、又特旨を以て叙せられる。

以上の如く規定されてはあるが、戦役間武功常に拔群の者は初叙のときでも右に示した例に依らず。直ぐに一等上級に叙せられるのである。

5. 寶冠章は婦人の國家に功勞ある者に賜はる勳章であつて、勳一等より勳八等まで分れて居る。

勳章の佩用法は總て勳一等は大綬を右肩から左腋下に垂れ、功一級は左肩から右腋下に垂る。勳二等功三級は何れも右肋に佩び、勳三等功三級は喉下に佩び、

勳四等功四級以下は小綬を以て左肋に佩ぶ。

又勳二等功二級以上の勳章には副章がある。勳一等功一級の副章は勳二等功二級の勳章と同一で、勳二等功二級の副章は勳三等功三級の勳章と同一である。但し勳一等旭日桐花大綬章の副章は別に定められてある。其佩用法は勳一等功一級の副章は左肋に佩び、勳二等功二級の副章は勳三等功三級と同じく喉下に佩ぶ。

## 感 状

感状とは軍人、軍隊、艦艇等が戦地に於て拔群の功績があつたとき、其功績を表彰する爲めに、陸軍では軍司令官、獨立師團長、海軍では司令長官、獨立司令官から授けられるもので、之を授けたときは部下一般に其名譽を公示せられる。感状を授けられるのは概ね次の如き場合である。

1. 敵前で拔群の勳功を顯はし、其行爲が軍人の模範とすべきとき。
2. 特別の任務を受け危険を冒して敵前に行動し、爲めに我軍に勝利を得させたとき。
3. 戦闘中自分の長官の危急を救ひ、又は敵の將官を生擒にし、或は敵の軍旗を奪ひ取りたるとき。
4. 前三項と同様の拔群の武功あつたとき。

## 賞 典

軍隊に於て品行方正、勤務勉勵、學術技藝に秀で又特別の勤務、演習等を行つて其勞の多かつたものには、夫々賞を與へられる、其中の主なるものを左に記述する。

精勤章 入營後六ヶ月以上服務した兵卒等兵、下士勤務を命ぜられた上で品行方正、勤

務勉勵のものを表彰する爲め聯隊長から授與せられるもので、緋絨の山形の臂章を右臂に附ける、これは入營後六ヶ月毎に詮衡されるから、其成績によつては在營間に數個を授與されるものもある。

表彰狀 一般の儀表となるやうな行のあつた下士兵卒及部隊を表彰するために與へられる名譽の褒狀である。其褒狀として休暇を與へられる。之を褒

彰休暇といふ。

慰勞休暇 特別の勤務又は演習等に從事して、其勞の多かつたもの、六ヶ月以上朝鮮、臺灣、樺太、關東州及外國にあつて勤務し、其任務を終つて内地に歸つた者に與へられる休暇である。

歸省 休暇が數日續いたときに、特に連續して休暇歸省を許されることがある。それは品行方正、勤務勉勵、技藝熟達の者で旅費や家計に差支ないことが、確かに認められた場合に限り許可される。軍隊生活の章中休息と外出の條参照

善行證書 下士兵卒在隊幾年間を通じて、品行方正で諸勤務に勉勵し、其上學術技藝に熟達したものを、表彰する爲めに聯隊長から、與へられる證書である。此證書は通常除隊の前に與へられ、一生涯其人の善行經歷を飾る名譽の證書である。

軍人は常に勅諭の御趣旨を遵奉し、品行を慎み、陰日向なく諸勤務に勉勵し、一身を無きものと思つて、其本分を盡すべきである。此心懸をもつて兵役に服すれば求めずとも、是等の賞典にあづかることが出来る。

### 刑 罰

軍人が罪を犯した場合には、其罪狀により陸軍刑法に照して處分される。又其本分に背き軍事の定則に違ひ、其他軍紀を害し、風紀を紊した等で刑法の罪に該らない場合は、陸軍懲罰令によつて罰せられる。



陸軍刑法の區分は死刑、無期懲役、無期禁錮、有期懲役、有期禁錮の五種である。其刑は衛戍刑務所で執行される。

又普通刑法に該る罪を犯した者は、普通刑法に照して刑罰を受けねばならぬ。軍人の軍事に關する罪とは、例へば黨を結び反亂を起すとか、哨兵、斥候、傳令等が故なく其任務を果さなかつたとか、戰時斥候が虚偽の報告をしたとか、上官の命に服しなかつたとか、脱營して其日から六日（戰時には三日）を過ぎたとき等をいふのである。

軍人以外の者でも、軍事に關して罪を犯せば陸軍刑法によつて處罰される。例へば哨兵に暴行するとか、兵役を免れる目的で病を作り、或は身體を傷つけるとか、又戰時事變等のとき軍事に關して、造言飛語する者等である。陸軍懲罰令のうち兵卒には降等、重營倉、輕營倉の三つの罰目がきめてある。降等は現在階級の一階級を引き下げるのである。此罰を科せられる者は、重い

罪を犯した者、或は屢々刑罰や懲罰の處分を受けても、少しも悔悛しない者等である。

重營倉は主に故意の犯行に科せられる罰である。此罰は營倉の中に閉ぢ込め寢具を與へず、飯、湯及び鹽を與へ演習と教育の外、外に出さない。但し三日の内へ通常の食事を給せられる。

輕營倉は、主に過失による犯行に科せられる罰である。此罰は營倉の中に閉ぢ込め演習と教育の外、外に出さない。但し寢具を與へられ通常の食事を給せられる。

入倉中でも身體に故障のある場合には、診斷を受けることができる。

營倉の罰を苦役、又は禁足に代へることがある。苦役は營内の雜役に服するので、禁足は營外に出るのを禁ずるのである。

屢々禁錮の刑に處せられ、又は懲罰の處分を受けても、容易に悔悛しない者は教化隊に送られ、そこで更に教育訓化をうける。

またとへ懲罰令によつて處分されても、特に功績勤勞があるか、或は悔悛の状が著しく顯はれてゐたらば、等級を復し、懲罰の執行を減免することがある。罪を犯して法律規則に觸れることは、その重い輕いに拘らず、軍人として大なる不名譽である。唯自分一人だけの不面目でない。一門の態面を汚し、郷黨の耻辱ともなるのである。兵卒は常によく上官の教に従ひ、命令法則を守り、正直に眞面目に兵役に服することを、心懸けてゐなくてはならぬ。

### 記章、徽章、臂章、旗章、

記章には從軍記章、軍人傷痕記章、大禮記念章等がある。從軍記章は外國との戦争に従軍した者に、凱旋後賜はるもので次の如き種類がある。

明治七年從軍記章（臺灣の役）

明治二十七八年從軍記章（日清戰役）

明治三十三年從軍記章（北清事變）

明治三十七八年從軍記章（日露戰役）

大正三年乃至九年從軍記章（日獨の役、西比利事件）

軍人傷痕記章は甲乙二種に分れてゐる。戦闘又は公務で傷を受け、或は病んで不具瘻疾となつた者に、本人の請求により、陸軍大臣から渡されるものである。戦捷記章は大正三年から大正九年までの戦役で、功勞著しかつた戦闘員に賜はつた勝利記念の國際表章である。

大禮記念章は、今上陛下御即位記念の表章である。

其他憲法發布記念章、韓國併合記念章などがある。

徽章については「階級の識別」の章で述べたほかに次の種類がある。元帥徽章、侍從武官徽章、陸軍大學校卒業業者徽章、陸軍飛行機操縦術修業徽章、山砲兵徽

章、重砲兵徽章、軍樂部徽章、交通諸兵の徽章等がある。  
又褒賞徽章としては下士勤功章、射撃優等章、馬術徽章、砲兵の照準優等章、  
観測優等章、通信優等章等がある。

臂章については「各兵種の識別と其性能」及「階級の識別」の章を参照されたい。

## 赤十字條約大要

赤十字條約の主な目的は、戦場で負傷をしたり、病氣に罹つた場合敵味方を問はず之を救護し、又衛生に關係ある人員、材料等を尊重して之を保護するのである。

赤十字條約は西暦千八百六十四年、皇紀二千五百二十四年に、瑞西國のゼネバ府

で瑞西國の外十二個國が會議を開き、其處で成立つた條約である。

我國では、明治天皇の御恵み深い思召しで、明治十九年に此條約に御加盟あら

せられたのである。今世界の文明國の多くは皆此條約に加盟し、戦場での傷病者は其保護を受けるやうになつてゐる。我國の軍人も、此條約を守らなかつたらば、陛下の慈愛深き大御心に乖き、文明國としての國家の品位を傷け、其上條約に現はれてゐる保護を受けることができなくなる。

赤十字條約に加盟してゐることを表はすためには、白地に赤の十字を染め抜いた旗、或は記章を用ひて居る。

此條約に加はつて居る國は、一般に次の如き件々を守ることになつてゐる。

1. 戦場で敵の軍人軍屬は勿論、軍隊に附いて居る者が負傷をしたり、病氣になつて我軍の手に落ちたとき、其者が抵抗しなかつたらば、之を敵と看做さない。

2. 衛生勤務員や衛生材料等を尊重して、保護を與へるやうにし、之を射撃したり、破壊してはいけない。但し是等の人員や材料などが、我軍に敵對す

る爲めに利用された場合には、そんな用捨は少しもいらぬ。

3. 戦場 溢りに赤十字旗や、赤十字記章を用ひてはならぬ。

總て衛生勤務に従事して居る人員は、軍服を着て白地に赤十字を染め出した臂章を左臂に着けて居る。軍服を着て居ない者は、認識證明書を持つて居る。衛生機關又は其材料等は、赤十字の章をつけその上に、其國旗と共に赤十字旗を掲げて居る。

赤十字條約の規定は、加盟國中の二個國又は數個國が戦争をする場合に、守るもので、もし戦争の一方の國が加盟してゐなかつたらば、たとへ加盟國でも此規定を守る義務はないのである。

因みに、赤十字旗は、初めて此會議を開いた瑞西國の國旗に因んで、作つたものである。瑞西國の國旗は赤地に白の十字が染め抜いてある。その赤と白を反對に染め出して、赤十字の旗としたものである。

### 繙帯包の使用心得

戦地向ふときには將校以下全員 衛生部員 の上衣の左前裾裏に一つの小さな包みを入れて行く。これが繙帯包である。此の中には三角巾一枚、昇永ガーゼ四枚、ガーゼ包紙二枚 一枚で包んである。とを被包布で固く包んである。

戦線の後方には、傷病者の治療設備が幾個所も出来てゐるが、交差の場合とか衛生部員と遠く離れてゐるときは、自分で自分の傷病を仕末するか、或は戦友に手當をしてもらはねばならぬことが屢々ある。さういふ場合に、此繙帯包を使ふのである。

繙帯包を使用するには先づ被包布を解き、紙包を取り出し其中からガーゼを出す。此ときガーゼを汚さないやうに特に注意を要する。ガーゼを取り出すには兩手の指にて裏表から軽く摘み、他のものに觸れないやうに之を開き、指の觸れて

のない新しい面を創口にあて、残つたガーゼを其上に重ね、更に其上を三角巾で巻いておく、創口が二つあればガーゼ一包づゝを使ふ。繻帯包から出したガーゼは一度に使ひ盡すのである。残りのガーゼを保存しておいて、後から使はうとするのは創のためによろしくない。

三角巾は大巾の四角な、白木綿布を隅違ひに裁つたもので、開いたまゝでも、又折りたくんでも之を使ふことができる。眼、耳、頭、頸、其他手足の小さな創を巻き、又骨が折れたときは棒を副へてくゝつたり、前膊を胸の前に吊る場合などにも使はれる。三角巾一つで不足するときは、襟布をはずして代用したり、巻脚絆をとつて使ふこともある。

總て負傷した際には、汚れ物を創口にあてゝはならぬ。古い手拭や手巾で創口を拭いたり、又は水洗ひしてはいけない。もし創の中に彈丸や布きれなどがあつても、それを自分で抜き取つたり、創口の邊に固まつた血を剝がしたりしてはな

らぬ。又骨折しかけたときに、無理に之を伸したり、屈げて見てはならぬ。もしも出血が止まなかつた場合は、傷の直ぐ上の動脈部を、強く押へると大抵は止まる。直ぐ上とは傷口から見て心臓へ近い方を指すのである。例へば指先から出血する場合は、其指の根の兩側の動脈部を、拇指と人差指にて強く摘めば血は止まる。又顔面より出血する場合は、出血する方の下顎骨の角の少し前の、動脈部を骨に向つて強く壓せば血は止まる等である。

## 教 練

教練をするについては大切な目的がある。それは指揮官と、兵卒とを共に訓練して戦闘の諸法則に習熟させ、それと同時に軍紀を厳正に保ち、精神の鞏固な軍隊を練成し、戦闘間どんな要求にでも、應じ得られるやうにすることである。

戦闘動作に熟達することや、武技の巧妙なことは、固より望むところであるが、

もしそれに意氣込みが缺け、精神が籠つてゐなかつたらば、實戦の場台眞の腕前を現はすことはできない。それ故教練を實施するときは、實戦の場合を絶へず念頭に置き、軍人の本分のあるところを自覺し、服従の眞の意味を理解し、誠心誠意、勉勵することが緊要である。つまり動作の熟練よりも、技術の上手よりも、精神の充實が肝要であるといふのである。

元來教練は極く容易いことから、順序を追ふて段々に、込み入つたことを習ふのである。故にどんな出来易い動作でも、之を等閑にすることなく、熱心に練習せねばならぬ。又たとへ小さなことでも、軍紀を害するやうなことがあつてはならぬ。例へば不動の姿勢の間に、眼の前に面白いものがちらついても、眼をそちらに向けること等は禁物である。苟しくも不動の姿勢をとつてゐるものが、勝手に眼を動かしたり、心を他の方に奪はれることはよろしくない。これを軍紀を犯したといふのである。たとへ大山が崩れて來ても、火が降つて來ても、すこ

しも動かないといふ、強い精神を持つてゐなくてはならぬ。總て斯くの如き精神は、教練や演習を熱心に行ふことによつて養はれるものである。

實戦に當つては非常な勞働をするのが常である。殊に長い時間同じ仕事を連續して繰り返すことが少なくない。此場合に早く飽がきたり、心が緩み又は挫折してはならぬ。軍人は是等に耐へ克ち何處までも、其本分を盡すことを心懸くべきである。

教練の際には、一動作毎に其目的及び精神のあるところを示される。兵卒はよく其要點を會得して、教練に従事することが肝要である。それでないと諸動作が唯形式ばかりのものになつて、戦闘の用をなさなくなる。

## 一 各個教練

各兵科各部の論なく、苟しくも軍人として其姿勢を正しくし、態度を嚴にし、

動作を整々確實にするには、各個教練によりて十分に鍛はねばならぬ。各個教練とは、各人を一人々々練成するために行ふ總ての教練をいふのである。唯外形上のことのみでない。軍人精神を錬り軍紀を養成するのも、また各個教練によるのである。教練の最初の間は態度姿勢に悪い癖が出来たらば、それが固着して矯正するのが中々むづかしい。もしも左肩が上つたり、首が傾く癖があれば、各個教練のうちにそれを正しておかないと、後日になつては容易に直らない。

個人毎の練成が一通り出来ると、次に部隊教練組んで行ふ教練に移る。部隊教練中に個人の姿勢や、動作を修正する如きことは全く出来ない。故に個人の諸動作は各個教練に於て、完全に仕上げておかななくてはならぬ。次に教練の總ての基礎となる動作につき、こゝに大要を掲げる。

### 1. 不動の姿勢

不動の姿勢は軍人基本の姿勢である。軍人が此姿勢をとつたらば、内には軍人

精神が満ち、外形は嚴肅で端正でなければならぬ。

不動の姿勢を取らすには「氣ヲ着ケ」の號令を下す。不動の姿勢の形は左の如く要求してある。

1. 兩踵ヲ一線上ニ揃ヘテ之ヲ着ケ
2. 兩足ハ約六十度ニ開キテ齊シク外ニ向ケ
3. 兩膝ハ凝ラスシテ之ヲ伸シ
4. 上體ハ正シク腰ノ上ニ落チ着ケ
5. 背ヲ伸バシ且ツ少シク前ニ傾ケ
6. 兩肩ヲ稍々後ロニ引キ一様ニ之ヲ下ゲ
7. 兩臂ハ自然ニ垂レ掌ヲ股ニ接シ
8. 指ハ輕ク伸バシテ之ヲ並べ中指ヲ概ネ袴ノ縫目ニ當テ
9. 頸及頭ヲ眞直ニ保チ

10. ロヲ閉ヂ

11. 兩眼ハ正シク之ヲ開キ前ノ方ヲ直視ス

以上の要點を心得此要領によつて行へば、不動の姿勢は出来るのである。此姿勢は人が直立したときの自然の姿勢であつて、軍人は悉く此姿勢でなくてはならぬ。兩足を開いて作つた三角形の中央部に、身體の重點が落ちる、さうすれば全體は自然に安定し、下腹に力が入り精神は沈着する。

姿勢の如何に拘らず、飲食談話以外には口は常に閉づべきものである。不動の姿勢で、特に口を閉ぢるやうにしてゐるのは、軍人の威容を保つためである。教練のときばかりでなく、平素でも口を開いてゐるのはよくない。外觀や衛生上ばかりでなく、口を閉ぢて居ることは、精神を緊張する上によいことである。

又健康者は兩眼を正しく開いてゐなくてはならぬ。元來眼は心の表現であつて喜怒哀樂等は皆眼に現はれる、眼がちら／＼と動いてゐるのは、心に落着きがない

證據である。不動の姿勢では、決して眼を動かしてはならぬ。それは外形を作るためばかりではない、軍人精神を充溢させるためである。精神が充ちて居れば眼前に何が現はれても、それに誘はれ惑はされることはない。此點から言へば不動の姿勢は、實に精神修養の姿勢である。又眼を正しく開いても視線が亂れてはならぬ。その爲めに目通りの高さにか目標を選び、それを見詰めるがよいのである。強いて眼を大きく開き涙が出る如きは却つてよくない。以上の心態で練習すれば、誰でも威力のある眼光となる事が出来る。

不動の姿勢にあるものを休まするには「休メ」の號令を下す。先づ左足をその方向に出し、爾後片足を舊の所に置き其場に立つて休憩する。休憩中でも許可なく話してはいけない。

2. 速歩行進

不動の姿勢と共に軍人の態度と、容儀に關するものは行進の動作である。總て行



進するときには、元氣が満ち活動的の氣勢が、外に現はれてゐなくてはならぬ。軍人の正規の歩法を速歩行進といふ。速歩の一步の長さは踵から踵まで、七十五釐、尺四寸八分で其速度は一分間に百十四歩を基準としてある。速歩行進を起すには「前へ進メ」の號令を下す、其行進の要領は次の如くである。

1. 左股ヲ少シク上げ脚ヲ前ニ出シ
  2. 右足ヨリ七十五釐ノ所ニ脚ヲ伸バシツ、踏ミ着ケ
  3. 同時ニ概ネ 腰ヲ伸バシ全ク體ノ重ミヲ之ニ移ス
  4. 左足ヲ踏ミ着クルト同時ニ右足ヲ地ヨリ離レ
  5. 左脚ニ就キテ示セシ如ク右脚ヲ前ニ出シテ踏ミ着ケ行進ヲ續ケ
  6. 頭ヲ眞直ニ保チ
  7. 兩臂ヲ自然ニ振ル
- 行進は一直線に目標若しきめてなければ向つてゐる方向 に向つて進むのであつて

ろね／＼と蛇行してはいかぬ。眼口等に關する注意は、不動の姿勢の條に述べたのと同である。此要領で進めば勇往邁進の氣勢は、自ら外貌に現れる。

## 二 戰鬪同兵卒一般の心得

戰鬪は總て長途の行軍と、劇しい勞働をした後に始まるものである。故に此間あらゆる困苦に克ち、缺乏に耐へるものでないと、最後の戰勝は得られない。又一旦戰鬪が始まると晝夜兼行で、數日續くのが普通である。そこで兵卒は勇猛で沈着で自信力があつて、忍耐強く其上に戰鬪の慘烈な有様を物ともせず、どんな戰ひにでも應じ得なくてはならぬ。

敵の銃砲彈の力が優勢で、我軍の死傷が多い場合でも、自分の責任をよく自覺し、從容自若として爲すべきことを爲し、決して逡巡躊躇してはならぬ。疑懼するものと退走するものは必ず敗滅する。猛烈果敢な前進は必ず勝利を得るもので

ある。是等は皆古今幾多の戦闘が其實例を示してゐる。兵卒は此二つのことをよく肝銘して、戦場に臨まなくてはならぬ。

敵陣地の内部に躍び込んで、戦ふときは混戦亂闘になり易い。此場合たとへ一人でも勇敢に戦ひ、時機に適した働をしたならば、必ず戦勝の緒が開かれる。又戦闘の變化が急激で一々指揮官の、命令號令を待つて居られない場合には、各兵卒は自ら善しと信するところを、飽くまで決行し一身を犠牲にして、勝利を得るといふ堅い決心と、覺悟がなくてはならぬ。

防禦は止まつて敵を待つ受身のものであるが、動もすると沈着を缺き易い。もしも防禦で沈着を失つたらば必ず全滅をする。故に兵卒は能く其位置を固守し、石に嚙りついても動かぬ覺悟を持つてゐなければならぬ。敵が近付いて來れば來る程我火器 小銃機關銃大の殺傷力は益々大きくなる。斯うして敵を間近に引き寄せ、猛烈に逆襲すれば必ず勝つことができる。防禦陣地にあるものは、此逆襲

の時機を待ちつゝあるのである。

もし彈藥を射ち盡し、十重二十重と敵の圍みの中に陥つた場合には、自分の銃劍刀槍と豫て鍛へた腕前とによつて、死力を竭して奮闘し、最後の勝利を得ることに努力せねばならぬ。

僅かな負傷ならば我慢して戦闘をする。重傷を負つて、一どうしても戦闘が出來なくなつたらば、指揮官の許を得て靜かに戦線を退くのである。

兵卒は戦闘間たとへ指揮官を失つても、勇敢に戦つて勝利を得ることに努力せねばならぬ。殊に砲兵の如きは一門一兵となるまで奮戦をつゞけ、砲車と運命を共にする覺悟がなくてはならぬ。

戦闘が大きくなればなる程、多くの部隊が混りあふことが多い。此場合には通常新に兵卒を區分して、臨時に新規の隊が編成される。兵卒は大抵最寄りの隊長の指揮を受けることになる。たとへ臨時の隊長の指揮下にあつても、元來の隊

要の下にあると同様に、勉勵奮闘せねばならぬ。

毒瓦斯が襲つて來るとか、或は襲つて來るといふ知らせがあつたとき、若くは之を前以て知つたときは、直ちに隣の隊に知らせあひ、命令を待たずに各自は、豫てから持つてゐる覆面を迅速確實に装着する。顔面、頭、手等の露出部にすきがあつてはいけない。尙ほ覆面を被つた場合には、兎角號令や命令が聞えにくいから、兵卒は指揮官の信號、記號に特に注意してゐなくてはならぬ。

兵卒は許可なくして、其所屬隊を離れてはならぬ。任務も命令も無いのに戦線を行つたり、戦闘最中に命令がないのに負傷者を介抱したり、若くは之を後方に運搬したり、其他任務を受けて一時戦線を離れ、任務遂行後直ぐに歸つて來ないものは、皆卑怯な振舞である。軍人が戦場に立つて敵と勝敗を争ふとき、かゝることがあつてはならぬ。

兵卒がもし所屬隊の居場所を見失つた場合は、直ぐ其近くで戦闘してゐる隊に行き其譯を將校に届出て、其命令に従はねばならぬ。戦闘が終つたらば直ぐに其所屬隊に歸るべきである。此際その將校の證明書を貰つてくれれば、一層都合である。

### 陣中要務

陣中とは、戦争のために戦場に出て、對敵動作をする全體を指していふのである。戦場では戦闘が一つ終れば、次の戦闘までには若干の時日がある。其間に長途の行軍もする宿營もする、そして兵卒の勤務は、引きりなした續いて來る。斥候となつて敵情地形等を搜索する。歩哨騎哨となつて敵方を監視する。或は傳命となり連絡兵となつて、各々其勤務に服するのである。是等の諸勤務につき其要點を摘んで茲に記述する。

一 警戒勤務

敵を目前に控へ之に對してゐる軍隊は、行軍中でも駐軍間でも、共に不意に敵から襲はれないやうに、又勝手に見られないやうに、見張りをせねばならぬ。此任務に當る隊を警戒隊といふ。警戒隊の大きさは、全隊の三分の一以下のもので通常歩兵、騎兵がそれに當るのであるが、砲兵や工兵か加はることも屢々ある。行軍間に出る警戒隊の任務は、敵に先を越されぬやうにすること、我軍が計畫通りの働が出来ぬやうにすること、小さな敵は之を撃退し、且つ行軍に差支ないやうに、道路等を修理構築する等である。敵に向つて進むときの警戒隊を前衛といひ、側方の敵に備へる警戒隊を側衛といふ。退却の場合は後方に後衛を設けて警戒をする。前衛は歩兵、騎兵、工兵、衛生隊等から編成されるが砲兵が附くこともある。

前衛は之を區分して、前衛本隊、前兵、前衛騎兵とする。併し前兵から歩兵の一隊を更に前の方に出すことがある。之を尖兵中隊といふ。

前兵又は尖兵中隊は、更に前方に歩兵の一分隊以上のものを出し、行進路を捜索させる、之を尖兵といふ。もし前兵に騎兵が附いて居れば、遙か前方に騎兵尖兵が出される。

部隊の大きいときは、右の區分をするが部隊が小さければ、此區分を適宜に省略することがある。

退却する場合の後衛は、本隊から援助を受けることができないから、前衛に比べて兵力が稍々大きいのが普通である。其區分は後衛本隊、後兵、後衛騎兵となる。丁度前衛を後ろ向きにした形になる。

以上のやうに區分した、大小の部隊からは常に斥候が出される。此斥候の人員は一定してゐない。長一人に兵卒二三人のこともあれば、分隊か小隊位の大さの

ものが出ることもある。斥候長には將校候と云ふ。之を將校斥候となれば下士斥候と云ふ。上等兵がなることもある。其名前は長の氏を土につけ、上田將校斥候とか、太田下士斥候とか呼ぶが、時には第一斥候、第二斥候又は右側斥候、左側斥候などいふこともある。

軍隊が行軍してゐる間は前衛を出して警戒するが、一地に止まれば前哨部隊を出して警戒することになる。前哨とは前を見張るといふ意味である。前衛が前哨になることもあれば、別な隊が前哨になることもある。

前哨は主に歩兵が其任務に當るのであるが、搜索の爲めに騎兵が附くこともある。

前哨部隊は通常前哨本隊と、前哨中隊とに區分される。

前哨中隊からは前方に小哨を出し、小哨からは下士哨、歩哨を前方に出して警戒をする。

下士哨は特別に重要なところか、又は交代に不便な地點に出されるもので、其人員は任務によつて大小はあるが、通常下士が長となり。兵卒六人が之に附いてゐる。六人のうち二人は常に監視をなし、残りの者は直ぐ近くに控へて居る。下士の代りに上等兵が出ることもある。

歩哨は通常複哨で、其人員は二人で一哨所を持つのであるが、必要によつて三人又は四人に増すことがある。此場合三人哨四人哨といふ。

此外に銃前哨がある。此歩哨は前哨本隊、前哨中隊又は小哨の直ぐ近くに立ち其隊の直接警戒をするのである。銃前哨は通常單哨であるが、時としては複哨にすることもあつた。

騎兵が獨立して前哨となつた場合は、騎兵前哨中隊が出される。此中隊からは直接下士哨、又は騎哨を出して監視する。小哨は特に緊要な場合ばかり出さない。

騎兵の下士哨は通常下士が長となり、兵卒三人以上之に付き、其二人は監視を

する。下士の代りに上等兵が出ることもある。

騎哨は通常二人、若くは三人で一哨所を特つのである。遠くを展望する爲めに乗馬することもある。此場合は揚銃又は銃を鞍の上に横へるのである。其他は歩哨の動作に準すべきである。

## 二 歩哨の守則

歩哨は最前線にあつて、敵方を監視するもので、休止する全軍の安危を双肩に擔つてゐる重大な役目である。歩哨が居眠りをするとか、或は少しでも敵方から目を放して居たらば、後方の部隊はどんな危険に陥るかわからない。故に歩哨の勤務に當る者は精神を勵げまし、熱心に服務し、細かいことによく注意をするところが肝要である。

歩哨の位置は敵方をよく見ることが出来る、自分は敵に見られないやうにすることが肝要である。晝間ならば高い處に上るとか、或は其附近の地物と同じ色のもので、身邊を掩つて敵から見へないやうにし、夜間ならば低い處にゐて、空の方を透して見ること等を努めねばならぬ。

此歩哨も亦衛戍勤務の歩哨のやうに、一般守則と特別守則とがきめてある。

一般守則は時と場所とを問はず、何れの歩哨も皆一樣に守るべきものである。特別守則は現地で歩哨毎に、特別に示されるものであつて、場所によつて皆異つて居る。

一般守則は、平素からよく之を記憶理解し且つ、自在に應用し得なくてはならぬ。其守則の全體は次に掲ぐるもので、之を記憶するのには、こゝに記載した順序に従ふのが最も便利である。

## 歩哨一般守則

監察 絶へず敵軍の方向を監察し  
凡て疑はしき徴候に深く注意する但し特に命ぜられなければ對空監視  
をしない

報告 敵に關して發見したことは其一人が速かに小哨に報告する  
猶豫せば我軍に危険なとき連續數發の射撃をして警報する  
軍使、降參人及び疑はしき者は歩哨線外に留め小哨長に報告し其指示  
を受く

歩哨線 我軍の將校、部隊、斥候、巡察及び傳令は歩哨線の出入を許す  
出入者 其他の者の通過に關しては凡て小哨長の指示を受く  
自動車は之を停めて取調べる

誰か 夜間歩哨に近付く者あれば銃を構へ「誰か」と問ふ  
三度まで「誰か」を繰り返す  
殺すか 敵の單獨兵又は斥候の如きは之を殺すか又は捕獲する

捕獲 歩哨の命令に従はない者があれば之を殺すか又は捕獲する  
「誰か」と三回問ふても答へなければ直ちに殺す

軍使と 白旗を翻し遠方から軍使であることを標して來る者は歩哨線外に留  
め小哨長に報告する此際無用の談話をしはてならぬ  
降參人 降參人が武器を持つてゐたらば投棄させる  
喫煙したり銃を手から放つを禁ず。又命令なければ坐臥することがで  
きない。

姿勢と 晝間は立銃、腕に銃、夜間は擔銃、提銃、腕に銃  
銃の持 晝間は立銃、腕に銃、夜間は擔銃、提銃、腕に銃  
方 晝間は立銃、腕に銃、夜間は擔銃、提銃、腕に銃

斥候と 我歩哨線を出る斥候には其任務と歸路と其時刻との概要を聞き、且つ  
自分の見た情況を知らせる  
の連繫 敵方から歸つて來た斥候からは其見聞したことを聞きとる

監察 歩哨が敵情を監察するには、復哨の二人のうち一人は、右から左へと順々  
に視察し、他の一人は左から右へと、敵の現はれさうな要點々々を特に注意して視  
察する。斯くして歩哨の視線が萬遍なく、絶へず敵方に注がれてゐなくてはならぬ

歩哨は徴候に注意することが肝要である。塵埃、音響、靴音、車輪、蹄の音等は皆敵情を判断するよい材料である。故に常に耳目を鋭敏に働かし、細かい點にも氣を付けなくてはならぬ。犬の遠吠を聞いて敵の通るのを知り、土埃の高く上るのを見て、乗馬兵の通ることを察した等の例はいくらもある。徴候判断の條参照

報告 前哨になつてから始めて、敵を發見した時は先づ第一回の報告をする。其以後は極く重要と思ふものだけ報告し、其他の小さな出來事は、歩哨交代のとき之を報告する。報告には敵を認めた者が自身で行くのが最もよい。

又報告の爲めに後方に退るには、成る可く地物を利用し、敵に覺られないやうにせねばならぬ。その往復路は晝と夜によつて違ふ。晝は少しは迂回しても、敵に見られないこと。夜は成る可く分り易い捷路をとることである。報告の要領につ

條の報告の部参照

誰何 誰何とは不審の者を、歩哨が糺すことである。誰何は不審の者が成る可

く、近付いてからすべきものであるが、歩哨自身が危険な程に近づけてはいけな  
い。又あまり遠くで誰何したのでは、我位置を敵に知らせるやうなもので却て不  
利である。たとへ適當に隔てゝゝるても一度「誰か」と呼んだならば、自分の位置  
を右なり左なりにそつと變へるがよい。是は其呼び聲を目あてに、敵が不意に一  
撃を加へやうとするのを避ける爲めである。「誰か」の呼び聲は成る可く低く、  
力のある聲で、向ふに聞こへるだけの程度でよろしい。此場合銃は撃發装置にし  
て何時でも射撃なり、刺突 歩哨は夜間着 なりを爲し得る構をする。「誰か」の三聲  
はあまり早く呼ばぬがよい。

射撃 歩哨の射撃には警報を目的とするのと、敵を射殺するのと二通りある。  
警報の爲めの射撃は、後方部隊に知らせるのであるから、急に數發を連續發射す  
る。又敵襲のときは警報射撃をなした後、一人は報告の爲めに歸り、他の一人は  
視察をつゞけつゝ、逐次に下るのである。大聲で遠くから敵襲のあることを、呼



びかけては、却つて後方部隊の所在を敵に知らせることになる。次に小数の敵は之を殺すがよい、もし出来れば捕獲する方が一層有利である。此ときは歩哨が協力して行ふのは言ふまでもないが、一方にのみ氣を取られて、他の方の監察が留守になつてはならぬ。

### 歩哨特別守則

特別守則に於ては、概ね左に掲げてある事項を、其歩哨の立場々に適するやうに示される。歩哨はよく之を記憶してゐなくてはならぬ。早く確實に之を記憶するには、要務令に記載してある順序に従ふのが最も便利である。即ち歩哨自身のこと、敵情のこと、前方にある總てのこと、右の方のこと、左の方のこと、及後方のことの順になつてゐる。

#### 1. 其歩哨の番號

2. 敵情
  3. 前方にある我部隊及斥候の情況
  4. 必要な道路、村落等の名稱
  5. 特に監視すべき要地
  6. 隣歩哨の位置、番號及之との連絡法
  7. 小哨並に中隊の位置及び此各位置へ通ずる經路
  8. 敵襲に際し取るべき處置
  9. 其他特に注意すべき事項
- 銃前哨に授けられる特別守則は、概ね左の如きものである。之を記憶するには特別守則の要領によればよろしい。
1. 敵情
  2. 歩哨線、小哨、中隊等の位置

3. 必要な通路
4. 村落等の名稱
5. 隣小哨中隊等の位置及び通路
6. 後方部隊の位置及通路

### 三 斥 候

斥候は軍隊の耳目となつて働くもので、小数の人員が、夫々任務を帯んで要所々々に派遣される。行軍間も駐軍間も、又戦闘間でさへも出されることがある。その一般の任務は、敵情を搜索することと、道路其他の地形等を視察するのとである。

斥候は重い役目であるから、特に精神を奮勵し、一身を犠牲にするだけの覺悟がなくてはならぬ。此斥候に選ばれたものは、特に次の四つの素質を顯はすこと

が肝要である。即ち慧敏で熱心で沈着で、其上に剛膽なことである。慧敏なれば僅かの徴候を見ても、それによつて直ぐに敵情を判断する。熱心なれば久しきに堪へ、困難を忍び如何なる場合でも、任務を放棄することはない。沈着なれば不時の事變に出逢つたり、突差の出来事に當つても、少しも狼狽せずよく正當な動作をすることが出来る。又剛膽なのは斥候の任務を達するに最も適當である。斥候は多くの場合危険を冒して、敵地に飛び込むのである。思ひ切り大膽に動作するのでなくては、眞の敵情を探ることは出来ない。

以上四つの素質は別々に働くものではない。敵情に應じ或は地形により、時機により適宜に發揮され、始めて大なる活動が出来、効果が擧がるのである。

斥候兵は多くの場合斥候長の手許にゐて、其指圖に従つて働くのであるが、斥候長を離れることも少なくない。此際一々斥候長の指圖を仰いだり、命令を待つてゐては、時機に適した行動が出来なくなる。そこで任務達成の爲めに、獨斷で

動作をしなくてはならぬことが屢々ある。獨斷とは勝手氣儘の意味ではない。必ず斥候長の望みに叶ふやうに、其意中を察して働くことである。

斥候の進路は情況にもよるが、多くは道路を行くのが便利である。先づ道路の近くで成る可く遠くまで見へる地點を選び、其處で十分に敵情なり、地形なりを視察し、更に次の地點を選んで其處まで進むのである。一地點から他の一地點に移るには、成る可く敵から見られないやうに、地物に隠れて進むか、或は躍進的に短時間に進むべきである。又視察の爲めには敵の現はれさうな地點、例へば高地上、森林の端、村落の出口等、豫め考へておかなくてはならぬ。

斥候兵は常に斥候長と連絡を保ち、又御互にも連絡を切らないことに、注意せねばならぬ。その爲めには常に耳と目を鋭敏に働かし、御互の居場所と動作とを知つてゐなくてはならぬ。森林や村落で連絡が困難な場合でも、成る可く空地、道路等の如き見通しのきく所を利用して、連絡を保ちあふことが必要である。

たとへ間夜でも足音装具等の微かな音に注意すれば、連絡を保つことが出来る。晝夜に拘らず斥候兵は、其長から離れないやうにせねばならぬ。

斥候は敵前で騒がしくしない爲めに、又意志を早く通じあふ爲めに、出發前に記號を約束することがある。それは敵兵發見、伏せ、止れ、前へ、歸れ等をきめるのである。斥候が斥候長と連絡を保ち、又お互に連絡しあつてゐれば、此記號に應じて敏活に動作することが出来る。

斥候は妄りに射撃をしないがよい。射撃をすると自分の位置、兵力等を敵に知られてしまふからである。併し斥候は次の如き場合には、射撃をしなくてはならぬ。

1. 不意に間近で敵と衝突したとき
2. 斥候自身が危険になつたとき
3. 味方の斥候等の危急を救ふとき

4. 敵を撃退するにあらざれば、前進又は搜索を續けることができないとき
5. 斥候長の命令又は號令ありたるとき
6. 其他危急を後方に知らせるとき連續數發を發射する

斥候は其視察したところの情況を、漏れなく報告しなくてはならぬ。其報告には斥候自ら目撃したことを、徵候によつて判斷したこと、他の者から聞いて知つたこと等を、一々區別して言はねばならぬ。

此報告には時刻、場所、敵兵種、兵力及び敵の動作の五つの要點が、判然としてゐなくてはならぬ。之を記憶し易いやうに排列すれば

「何時、何處で、何兵が、何人、何してゐた」

となる。色々な情況を此基準に、當てはめて言へば漏れなく報告が出来る。

尙ほ此報告の終りに斥候今後の處置について、附け加へれば一層完全である。

斥候が歩哨線を通るとき、又は敵前で味方の斥候と逢つたとき等には、お互ひ

に其目撃した情況、及び今後の行動を告げあふことが必要である。又もし夜間等に疑はしい者に逢つたらば、歩哨の守則にある要領で、之を誰何すべきものである。

駐軍間に出る斥候は晝夜の別なく進退諸動作に深く注意し、靜肅に搜索するところが必要である。斥候の往路と歸路とは成る可く別にし、又搜索した地區内の地形道路等は、之を暗識することを努めねばならぬ。

以上は一般の斥候に就ての記述であるが、特に或る地點例へば橋梁等に、或る時間内停まつて警戒をする斥候がある。之を駐止の斥候といふ。又敵の通路を押しへ之を捕獲する目的で出される斥候がある。之を潜伏斥候といふ。是等の斥候も特別任務以外に於ては、一般斥候の要領によるべきものである。

#### 四 徵候判斷

歩哨でも斥候でも徴候によつて、敵情を判断することが大切である。其爲めには些細なことでも之を見逃さないで、鋭く深く監察せねばならぬ。敵の落した馬糞に觸つて其温みで、敵の遠くないことを知つたのは、注意周到な一例である。塵埃が立ち上るとき風向きにもよるが、高く薄いのは騎兵、高く濃きは砲兵、低く濃きは徒歩兵又は山砲兵である。

露營火を見れば敵の位置大小等が凡そ分る。又露營のあとを見れば兵種、部隊の大小行進方向等が分る。

靴、車輛、蹄鐵等の痕で、兵種、兵力、行進方向等が大凡分る。又轍の厚さや其間隔で車輛の大きさ、及砲の大小等の想像がつく。

馬の嘶きや鶏犬の聲がするのには、敵が既に其地方に入り込んだか、或は通りつゝあるかを知らせるものである。

住民の態度の不遜なのは、強大な敵が其近くに居るか、或はそこに現在居ること

を示してゐる。

河川の水面に木屑等の流れて来るのは、上流で架橋をするのである。槌の音も亦同様である。

河川の兩岸の模様を見れば、敵の通つたことが分る。其他交通機關、鐵道、電線等の設置を見れば敵の運動した方向が分る。

### 五 傳 令

口上 或は筆記の命令、報告、通報を傳へる爲めに出されるのを傳令といふ。命令は上官から部下に申し付けること、報告は部下から上官に知せること、通報は命令報告の關係なく、御互に知らせあふことである。

口上で傳達をする傳令は、其示された事柄をよく了解し、出發前と歸つてからと二回、其要旨を復唱することになつてゐる。復唱とは上官から命ぜられたこ

とを聞き放しにせず、其面前で同じことを唱へるのをいふ。若し了解し難い點、或は不明の個所があつたらば、よく之を問ひ質し、誤りのないやうにしなければならぬ。

傳令使には出發前、通常次ぎのことを示される。

1. 此命令又は報告は何處に居る誰に傳達せよ
  2. 其道路は………の道を進め
  3. 其速度は並(急又は至急)
  4. 傳達を終れば×××に歸れ止まることもある
- 以上四項の外に、途中何處に立寄り、誰に見せよといつて命ぜられる場合もある。

傳令の速度は地形の難易や距離の遠近、天候の良否、乘馬者にあつては馬の状態で多少の違はあるが、大約次の如くきめてある。

乘馬傳令

並 概ね三分の一(常歩二、速歩一) 一時間約八吉米 (二里)

急 概ね三分の二(常歩一、速歩二) 同 約十吉米 (二里半)

至急 馬力の耐ゆるに應じ成る可く迅速な歩度 同 戰場及約二十吉米(五里) 以内の距離に用ゆ

徒歩傳令

並 速歩 一時間約五吉米 (二里九町)

急 駈歩速歩混用 同 約六吉米 (二里半)

至急 脚力の耐ゆるに應じ駈歩 近距離のみに用ゆ

通信用の封筒 軍隊専用のものには其裏面に並、急、至急の區別が印刷してある。之を使ふ場合には、不用な速度だけを消すことになつてゐる。つまり残つたのが其傳令使に示された速度である。

傳令は途中で上官に遇つても歩度を變へない。又敬禮をも省き、唯「傳令」と断はつて通り過ぎる。

傳令が他の上官から呼び止められ、通信の要旨を問はれた場合は之を告げ、若し書状ならば其一端に、該上官が閱覽したことを書き留めてもらふ。

傳令は、傳達先きの人の位置が不明であつたらば、其近くに居合はす者に尋ねべきである。之を知つてゐる者は傳令に教へる義務がある。

口上の傳令は命ぜられた事柄を順序よく述べる。文書を以ての傳達なれば、之を受信者に渡し、封筒の裏に受領者の署名、受領月日時刻、場所等の記入を受けらる。尙ほ聞いて歸ることがあれば、之を承はり復唱して去る。

傳令の任務を終つて歸つたらば、傳達を命じた上官に返事の趣を述べる。口上ならば其要旨を復唱し、文書ならば受領證を差出す。

傳令が途中で敵に遭遇する虞のある地方を通らねばならぬ場合は、文書等を敵

に奪はれぬやう工夫せねばならぬ。萬已むを得ぬ場合は全文を破るか、燃すか或は呑み込むかして、決して敵に渡してはならぬ。

元來傳令の勤務は騎兵が受持つ場合が多いのであるが、歩兵又は其他の兵種が之に代ることも亦少くない。

## 六 連絡兵

連絡兵とはある部隊と部隊、又は部隊と司令部等の間にゐて、是等を繋ぎつける任務を持った兵をいふのである。茲には主に對敵行軍中、部隊間の連絡兵について記述する。運動間の連絡兵の動作に比ぶれば、停止間の連絡兵の動作は簡単で容易である。

敵前行軍では本隊の前方に前衛が出る。前衛は更に小さな隊に區分して進むことは、既に述べた通りである。連絡兵は是等の隊の間に、點々と文じつて進むの

である。此諸隊の運動は總て主力の行動が基になつて、小さな部隊は常に大きな部隊の行動に従はねばならぬ。例へば本隊が止まれば前衛も止まらねばならぬ。前衛本隊が止まれば前兵とか、尖兵中隊も亦止るべきである。連絡兵は此關係をよく頭に入れ、小部隊の行動に、大部隊が引きつけられるやうなことをしてはならぬ。本隊が止まつたらば、連絡兵は、前方にある部隊に本隊停止の旨を通知せねばならぬ。併したとへ前方の小部隊が停止しても、後方部隊に停止することを要求すべきものではない。連絡兵は、前方の小部隊の運動停止等の状況、況を後方に知らせるだけで足りるのである。

連絡兵は常に耳目を敏活に働かし、互ひに見失はないやうに氣を付けねばならぬ。晝間開闢地を行くときは、目視だけでも連絡がとれるが、夜間、濃霧或は道路の錯雜した蔭蔽地等では、微かに見へる姿とか足音等によつて、連絡をとらねばならぬ。

又連絡兵は「前へ」「止め」等の、簡単な記號をきめることが多い。是等の記號は前の連絡兵から來ることもあれば、後から傳へてくることもある。それ故連絡兵は前方に注意すると同時に、後方にも氣を配らねばならぬ。

### 七 陣中の用語

戰場では幾通りにも意味のとれる不定語は、成る可く使はないやうにしないで、はならぬ。右、左、前、後、此方、彼方等の言葉は位置の關係で、如何様にも解せられ、其爲めに間違が起り易い。之を避けるために東西南北等の方位を以て言へば、最も便利で且つ正確である。

右側、左側、右翼、左翼、右側衛、左側衛等の言葉は、皆敵に對する方向を基準として言ふのである。故に退却即ち敵が後方にある場合は、行進方向から見て右にあるものが左側衛、或は左縦隊で、左にあるのが右側衛、或は右縦隊であ



る。

行軍縦隊の先頭、後尾の語は敵に關係なく、行進方向を基準として、前方が先頭で、後方が後尾である。

河川の右岸、左岸は下流に向つて右が右岸、左が左岸である。

時刻を示すには午前、午後を付けたいと間違を生じ易い。但し「何日の夜」といふときは、其日の夕刻から翌日の明方までを指すことになつてゐる。例へば十五日夜といへば、十五日の夕方から十六日の明方までを指して居る。

或る地區又は軍隊の位置を、單に右左の方向で示すときは、我軍ならば右から始めて左へ順々に、敵軍ならば左から右へ順々に示すのを普通として居る。併し著名な地物例へば高い塔、又は大きな森林等があれば、それを基準にして塔の右の何々、森の左の何々等と示すことも出来る。

### 八 方位の測定

方位を測るには、磁石によるのが最も便利である。磁石を水平に持てば、藍色の針の尖は常に北を指して居る。

磁石を持たないときは太陽、星等によつて知ることが出来る。太陽は正午には常に真南にある。又極く大體の見當ではあるが、太陽は午前六時には東、日は真東、九時には東南、午後三時には西南、六時には西、日は真西にある。

又時計を水平に持ち、針の如き細きものを其中央に眞直に立て、其影と時計の短針とを一致させ、此短針と十二時の文字の間を、等分した線は常に北を指して居る。

夜間晴れて居れば北極星によるのが確實である。北極星 此星は四季其位は常に北を示して居る。その周囲には澤山の星があるが、特に圖に示すやうな幾個かの

星が、際立つて見へる。此等の星は皆北極星を中心にして、左下から下を経て右上に回轉してゐる。他の星の位置は常に變化するが北極星は決して動かぬ。今上圖の如く大熊星の杓子形の第六第七星の線を延長すれば其距離の約五倍のところにある星にとゞく是が即ち北極星である。



きは樹木、道標等を撫で、見れば大凡の見當がつく、即ち北に向いた面には、苔類が生へてゐるが南に向いた方には苔等は至つてすくない。

### 九 行 軍

行軍とは軍隊がある一地から、他の一地へ行くことである。戦役間軍隊活動の大部分は此行軍である。銃砲火を以てする戦闘動作は、大抵長い道を行軍した後に行はれるものである。そして行軍の成績の良し悪しが直ぐに戦闘に影響する。故に行軍の状態を見れば、戦はない前に勝敗を判断することが出来る。軍隊で平素行軍力を錬るのは、先づ最初の勝利を得るためである。

行軍力を長く保ち其上に、益々それを強くする爲めに最も大切なことは、各兵が行軍を紀を守り、人馬の衛生に注意し、行軍中に病氣に罹らないことである。就中特に氣を付けねばならないのは、徒歩兵の靴傷と、馬の鞍傷並四肢の病氣である。

行軍々紀とは行軍間一般の命令、法則を守ることと言ふまでもなく、行軍の爲

めに定められた規則、命令及び諸注意を厳に守り、之を確實に行ふことである。行軍の種類は敵の有無によつて分れる。敵の顧慮の無いときは、旅次行軍を行ひ敵前では戦備行軍を行ふ。

旅次行軍は主として軍隊を休養し、其活動力を養ふことに注意して行はれる。それ故成る可く歩き良い便利な方法を取つて、一地から一地に行くのである。

戦備行軍は右と全くちがひ、戦闘準備が目的であるから、戦闘に必要な部隊を臨時に組み合わせ、敵と衝突した場合のことを考へて行軍の順序をきめ、前衛側衛等の区分を設けて行軍するのである。

又速度によつて行軍の種類を分けると、急行軍と強行軍との二つになる。其他時期によつて區別すると夜行軍、雪中行軍、耐寒行軍、耐熱行軍、行軍等の名稱がある。急行軍とは速度を早めた行軍の總稱である。強行軍とは晝夜の別なく、或は休日等を止め、成る可く行軍里程を増して行軍する方法である。夜行軍は夜間に行

ふ行軍で、我軍の行動を敵に匿す必要のあるとき、急行又は強行を要するとき、或は炎暑の際晝間行軍に代へるとき等に行ふ行軍である。

どんな行軍でも其成績を良くするには、身體を強壯にしておくことが、第一の要件である。又行軍間には如何なる困苦、缺乏にも耐へ克つ固い覺悟を持つてゐなくてはならぬ。

行軍力を維持する爲めには、一般に次の要件を守ることが大切である。

1. 行軍中は常に道路の一侧をあけて行進し、指揮官傳令其他用務あるものゝ通行を妨げないこと。
2. 勉めて前後に重なり間隔、左右の隔りを開けないこと。之が爲めには先頭伍前後に重つた二の者が特に氣を付けて行進しなくてはならぬ。
3. 歩度は總て先頭にならひ伍間の距離、前後の隔りを伸してはならぬ。
4. 各人は勝手に服裝を素してはいけない。襟を開くとか、或は上衣の釦を脱

す等のことは、全員が揃つて皆實行せねばならぬ。

5. 銃の擔ひ方の規定を守ることに。

6. 許可なしに隊列を離れてはならぬ。己むを得ず隊列を離れるときは、小隊長、分隊長、或は之に準ずる隊長の許可をうけること。

大小便や服装の不具合の所などは、休憩中に始末しておくべきである。其爲に行軍中は大抵、一時間毎に十分内外の小休止がある。

7. 休憩中は必ず道路をあげ、交通を妨げてはならぬ。

8. 休憩に移つたらば足の保護、乗馬兵は四肢蹄鐵の注意、服装の改修等をする、それが終つたらば、湯茶の補充をしておく。

9. 夜行軍、雪中行軍、炎熱行軍等では夫々特別の規定や、注意を與へられるから、それを嚴守しなくてはならぬ。

行軍中は、各自が勝手な動作をすることなく、以上のことを落ちなく守らねば

ならぬ。是が行軍力を増大する最も良い方法である。

## 一〇 宿 營

軍隊が一地に宿ることを宿營するといふ。

宿營には三つの種類がある。舍營、露營及び村落露營である。舍營は家屋内に宿營し、露營は露天に泊るのであるが、時とすると天幕を張ることもある。村落露營は一部隊は家屋内に、他の一部隊は露天に宿營するのである。

軍隊がどういふ宿營をするかは、主として敵前であると否とによつて、きまるのであるが、人家が乏しかつたり、又もしあつても傳染病があるやうな場合は、それも考慮しなくてはならぬ。

舍營は敵の顧慮のない時の宿營法で、専ら人馬の給養に重きをおいて居る。

露營は敵の間近にあつて、戦闘準備を整へておく必要のあるとき、又は全く住

民地が無く、他に宿營する法のないときの宿營法である。露營で各兵の持つてゐる天幕を使ふときは、人員に應じ大小種々の幕舎を作ることが出来る。一人幕舎、二人幕舎、三人乃至四十人入り位まで作り得るのである。

村落露營は、敵に近く大きな部隊を纏めて置くときとか、敵には遠くとも住民地が乏しくて、全隊が舍營することの、出来ない場合等に宿營する法である。

以上の外舍營の種類の一つとして、警急舍營といふのがある。是は警備の必要があるとき行ふ方法である。中隊又は小隊は纏まつて一軒の家に舍營し、服装を整へ、兵器装具等は共に之を身邊に置いて眠り、總て窓を開き、各家屋には少くも、兵卒一人が點火して警戒をしてゐるのである。馬も亦いつでも活動し得るやうに、右の要領によつて宿營をする。

各種の宿營には夫々取締者があつて、宿營地内總ての取締勤務に服して居る。舍營では舍營司令官、舍營日直將校、露營及び村落露營では露營司令官、露營

日直將校とがある。此外に各宿營共に巡察將校、部隊日直、舍營衛兵、露營衛兵及び部隊衛兵、舍營露營共にとがある。

舍營衛兵、露營衛兵は各宿營地の直接警戒をするもので、其動作は前哨勤務の小哨に準じ、主に不意の敵襲を警戒し、前哨に近い宿營地との連絡を保ち、宿營地へ入らうとするものを調べ、我軍の模様を外部に洩れないやうにし、宿營区内の安寧秩序を維持する任務を持つてゐる。

部隊衛兵は、各部隊の全營地區又は露營地區毎に置き、軍旗、銃廠（機關銃等を所場）砲廠、行李等の位置に哨兵を立て、之等を監視する、此衛兵は小哨勤務の規定に準じて服務するのである。

右の外各宿營區毎に對空監視哨を設け上空を監視させる。監視だけで足りないときは對空射撃部隊を定め敵の航空機に備へる。

舍營間の警報は非常警報、飛行機警報、瓦斯警報の三つである。非常警報があ

つたらば一般下士兵卒は武装を整へ、小(分)隊、砲車毎に集合し更に左の如く動作する。

1. 歩兵は中隊の集合地に集る。
2. 機關銃隊、歩兵砲隊の者は砲兵に準ず。
3. 騎兵は其緊急集合場 萬一の場合に 集まる場所に集る。
4. 砲兵は先づ速に砲廠又は馬繫場に集つて、武(馬)装を整へた後、更に砲廠に集る。
5. 工兵及び航空隊は緊急集合場に集る。
6. 自動車編制の部隊及び輜重兵は車廠に集る。
7. 各大行李 宿營間に入用な諸 物品を持つてゐる 別命がなければ宿營地で出發準備をする。
8. 舍營衛兵、部隊衛兵及び對空監視哨は舍營日直將校或は部隊日直將校、下士から受けた命令によつて動作をする。

飛行機警報のあつたときは、特別任務のある者の外は直ぐに最寄りの掩蔽物屋  
又は森を利用して敵の飛行機から隠れ、夜間は特に火の光がすこしも漏れないや  
うに氣を付け、上空に對して遮蔽し、別命があるまでは、其まゝ之をつゞけるの  
である。

瓦斯警報があつたときは、直ぐに防毒覆面をかぶり、別命あるまでは、其まゝ  
之を被つて居る。

もし敵兵が急に宿營地を襲つた場合は、其位置で現在居合はす者が協力し、臨  
機の處置で激しく抵抗し、敵を撃退することを力めねばならぬ。

露營間の警報については總て舍營間の方法に準じて動作するのである。  
宿營間一般の心得として、舍營は言ふまでもなく、露營する場合にでも、各人  
は特に武器、裝具を揃へ置き、たとへ暗闇の中でも速に武装することが出来る  
やうに、注意を周到にしておかねばならぬ。殊に敵前では燈火を成るべく上空に

漏らさないやうにすることが肝要である。又右の如き場合には、警報と警報を解いたときの知らせの外、號音は一切用ひない。

家屋外で炊事をする時、上空に對して火光が曝露するから、敵前では之を避けねばならぬ。又常に焚火及び燈火に氣をつけ、殊に住民の逃げたあとの村落等に宿營したならば、出發のときに、火を消すことを怠つてはならぬ。

### 一一 戦時の給養

出征軍に屬する軍人、軍屬一日の糧食定量は次の如し。

- 精米四合五勺(六四〇瓦)
- 挽割麥一台九勺(二〇〇瓦)
- 罐詰肉四十匁(一五〇瓦)
- 食鹽三匁(一二瓦)

醬油エキス五匁(二〇瓦)  
野菜類、漬物類、調味品若干

馬匹一日分の定量は

- 大麥五升(五、二五〇瓦) 但し行李、輜重の鞍馬は四升(四、二〇〇瓦)
- 干草一貫匁(三七五〇瓦)
- 藁一貫匁(三七五〇瓦)

以上の如くきめてはあるが、戦地では代用品を以て、之に充てることも屢々ある。たとひ代用品の種類が右の品々と異つても、其分量は右に相當するものを支給することになつて居る。

戦場では通常大行李の糧秣を使ふのであるが、もし間に合はなければ、他の代用品を使ふことになつてゐる。併し何としても給養の方法がない場合には、已むを得ず命令によつて、携帶糧秣を使ふのである。

携帯糧秣は出征の時から、各兵、各馬が持つて居るもので、平常之を勝手に使ふことは出来ないものである。携帯糧秣は人員の分を携帯口糧といひ、馬の携帯馬糧と呼ぶ。其定量は左の如く、總て二日分づゝを持つのである。

携帯口糧

甲、各人精米一日分(八五五瓦)  
乙、各人パン一日分(六七五瓦)

合計二日分外に副食物(罐詰肉一五〇瓦(四〇瓦)食鹽二四瓦(六瓦))

携帯馬糧

各馬大麥二升五合(二六二五瓦)

騎兵及之と共に行動する部隊の乗馬は二升(二、一〇〇瓦)

パンはそのまゝ直ぐに食べられるが、精米は多くの場合飯盒で、各自が炊くのである。

飯盒では普通二食分を炊くことが出来る。又汁なれば三人分、湯ならば水筒三本分を沸すことが出来る。戦場での炊事は普通飯盒を以て行ひ、大行李の持つて居る炊具を用ふことは稀である。

凡そ戦場で給養する方法は左の六種類である。

1. 各自の携帯する糧秣
2. 大行李に積んでゐる糧秣
3. 輜重に積んでゐる糧秣
4. 倉庫に集めた糧秣
5. 購買又は徴發した糧秣
6. 稀には舍主、合營した家の主人の供給する糧秣

右のうち3、4、5は直接軍隊に糧秣を送ることもあるが、普通は5から4へ、4から3へといふ順序に補充するのである。

(丁)



昭和二年二月五日印刷  
昭和二年二月十日發行

【定價金五十圓】



著者 淺井 壽平

發行者 田原 晴

印刷者 牧口 駒三郎

發兌  
東京市麹町區飯田町六の二一  
電話四谷六一四一番  
振替東京四六三九三番  
文武書院

陸軍歩兵大尉 石井 淳殿著

# ペン、畫の兵營案内

- ◇四六判上等紙◇
- ◇三色版口繪付◇
- ◇凸版繪畫九十◇
- ◇紙數三百二十◇

## ■正價金壹圓參拾錢の處 (特價金壹圓送料金拾貳錢)■

◇男子成丁、乃ち兵役に就く。これ、その義務なり。人、兵役の義務たるを知りてその權利たるを知らず。嘆ずべきかな。抑も、斯くいふの意味如何。

◇封建時代に在りて、軍事に従ふは、武士なる階級に限られ、一般人民は、單に納貢機關たるべく餘儀なくせられたり。これ、國民を以て視られざりしに近し。國民平等の新公布かれて、一般人民、亦た、國民たるの權利を獲、同時に、兵役の義務を負はされたり。此の義務は、彼の權利と相表裏す。これ、兵役の、義務たると同時に、又た權利たる所以なり。

◇さもあれ、兵營は、道場なり。二個年の道場生活を経て、男子、乃ち男子たり。國民、乃ち國民たり。規律の習慣、協同一致の精神、剛健の氣象、君國に對する犠牲的觀念等、凡そ男子たり、國民たる必要なる素質は、皆、兵營に於て養成せられる。兵營は、まことに實き修養の道場なり。

◇兵營の實き修養の道場たる所以は、この一書、以て了すべし。文あり、絹あり。讀むべく、見るべし。現に兵營に在る者は、以て己れの日常生活に破顔一笑するに足り、新たに兵營に入らんとする者は、以て入營後の精神的準備を整ふるに足らん。一讀を待望す



